

第 2 編 災害予防計画編

第2編 災害予防計画編

第1章 防災体制の整備

第1節 総合的防災体制の整備

第1款 組織体制の整備

多様で大規模な災害に対応するため、平常時から災害に備えた活動体制を整備し、教育、訓練、研修等を通して、災害時での円滑で確実な対応を行う体制を確立する。

第1項 防災会議の設置と防災対策の推進

市は、基本法第16条に基づき、市防災会議を設置し、それぞれの地域の災害特性や地域特性及び各種被害予測結果に対応した市地域防災計画を作成するとともに防災対策を推進する。

第2項 防災関係機関の組織体制整備

市は、速やかな災害応急対策ができるよう、各事業者団体等との災害協定の締結を推進する。

また、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に係る取組を支援する。

さらに、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し、平常時及び災害時における男女共同参画の視点に立った防災・被災者支援の取り組みについて明確化しておくよう努める。

第3項 職員の初動体制の整備

1 非常時における職員参集基準の明確化と周知徹底

災害発生時の職員の参集の遅滞や混乱を防止するため、勤務時間外に災害が発生した場合、地震被害等により動員のための情報伝達機能が低下することを考慮し、あらかじめ職員の参集基準を明確にするとともに、職員防災ハンドブック等の配付・活用により、その周知徹底を図る。

2 参集時の交通手段の検討

大規模災害発生による被害及び深夜等により、職員が通常利用している交通手段の途絶を考慮して、参集時の交通手段について、各所属において個別的に検討する。

3 情報伝達手段の確保

職員に対する動員の指示等の情報伝達を確実なものにするため、市は携帯電話等を利用するほか、職員安否確認・参集システムを活用した職員参集及び状況把握を行うとともに、SNSを活用する。

また、県地方支部（東臼杵農林振興局）や消防機関からの伝達等多ルートの情報伝達確保に努める。

4 行動要領（マニュアル）の作成

市の各部局は、地域防災計画の内容に基づき、災害時の応急対策活動を円滑に行えるよう行動要領を作成し、各職場での研修・訓練等を通じて、その周知徹底を図る。

市の消防防災担当課は、手際よく災害対策本部を設置できるよう情報通信機器の設置方法や、レイアウト等を含む災害対策本部設置マニュアルの整備を行うものとする。

5 災害対策本部職員用物資の確保

災害対策本部の職員がその能力を最大限に発揮できるよう、職員用食料（常時3日分）等の物資の備蓄を行うものとする。

6 職員の家庭における安全確保対策の徹底

市の各部局は、災害時に職員が職員自身又は家族の負傷等により迅速に登庁することができなくなることを防ぐため、家具の転倒防止等職員の家庭における安全確保対策が図られるよう、日ごろから職員指導を徹底するものとする。

7 防災拠点施設の整備

市は、災害応急活動の中核拠点として、地域の防災活動拠点を整備するとともに、災害現場での災害応急活動を行う地区拠点の整備に努めるものとする。

8 航空消防防災体制の整備

市は、県や関係機関とともに防災救急ヘリコプターの運航基準や管理規定等を整備していくとともに、防災救急ヘリコプターへ搭乗する航空消防隊員を県へ派遣する等、連携・協力を密にするものとする。

また、防災救急ヘリコプターが効率的に活動できるよう、緊急離着陸場の確保に努めるものとする。

第2款 防災関係機関の防災訓練の充実

防災関係機関は、相互の連携のもと災害時の状況を想定した実践的な訓練を定期的、継続的に実施するものとする。

訓練を行うに当たっては、ハザードマップ等を活用して被害の想定を明らかにするとともに、実施時間を工夫する等様々な条件を設定し、性別、年齢等にかかわらず、要配慮者等多様な住民が参加し、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込んだり、大規模広域災害時の円滑な広域避難のため、関係機関と連携する等実践型の防災訓練を実施するよう努めるものとする。さらに、訓練結果の事後評価を通して課題等を明らかにし、その改善に努め、防災対策の充実強化を図るものとする。

第1項 総合防災訓練の実施

市は、防災関係機関の協力体制の確立及び地域防災計画等の検証、市民の防災意識の向上等を目的として、以下の要領により総合防災訓練を実施するものとする。

1 実施時期

訓練効果を考慮し、毎年実施する。

2 実施場所

市内各地区の可能な限り広範な地域又は効果のある場所を選定する。

3 訓練種目

- (1) 災害対策本部設置、運営
- (2) 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保
- (3) 広域応援活動
- (4) 救助・救急及び消火活動

- (5) 医療救護活動
- (6) 避難収容活動
- (7) 公共施設等の応急復旧活動
- (8) ライフライン施設の応急復旧
- (9) 海上災害の応急復旧
- (10) 防災関係機関の連携
- (11) その他災害発生時に起こりうる被害を想定し、応急対策に必要な訓練を実施する。

4 訓練参加機関

防災関係機関のできるだけ多くの機関の参加を呼びかけ、市が主催して実施する。

実施に当たっては、自主防災組織、ボランティア組織、要配慮者も含めた地域住民等とも連携するとともに、応援の派遣、受入を中心とした他自治体との合同の訓練も含め実施する。

第2項 個別防災訓練の実施

下記の訓練については、総合防災訓練で実施するほかにも、必要に応じて関係機関と連携して別途実施するものとする。

1 水防訓練

水防計画に基づき、水防活動の円滑な遂行を図るため、独自に又は共同して水防訓練を実施するほか、水系別に水防演習を行う。

2 消防訓練

消防関係機関は、消防活動の円滑な遂行を図るため、火災警報伝達訓練、出動訓練、火災防御訓練、救助・避難誘導訓練等を実施するほか、随時他の関連した訓練と合わせて行う。

3 災害救助訓練

市は県と協力し、救助、救護を円滑に遂行するため必要に応じて独自に、又は関係機関と共同してあらかじめ災害の想定を行い、医療救護・人命救助、被災者支援等の訓練を行う。

4 通信訓練

市は県と協力し、災害時に円滑な関係機関間の通信が行えるよう、宮崎地区非常通信連絡会等の協力を得て、あらかじめ作成された想定により遠隔地からの情報伝達、感度交換訓練等を行う。

5 避難訓練

市、警察等避難訓練実施機関は、災害時における避難が迅速かつ円滑に行われるよう、地域住民の協力を得て、災害のおそれのある地域及び病院、集会場等の建造物内の人命保護を目的として避難訓練を実施する。

6 非常参集訓練及び本部の設置運営訓練

県及び市は、災害時における職員の非常参集及び災害対策本部の設置の迅速化及び円滑化のため、非常参集訓練及び本部の設置運営訓練を実施する。非常参集訓練については、実施期間をある程度特定した上での抜き打ち的实施も検討する。

7 情報収集及び伝達訓練

県及び市は、災害時における情報の収集及び伝達活動が迅速かつ的確に実施されるよう、あらかじめ作成された想定により情報の収集及び伝達に関する訓練を実施する。

8 広域防災訓練

市は、広域応援協定をより実効あるものとし、災害時応援協定の内容が的確に実行でき、かつ協定締結地方公共団体間の連絡体制を確立するために、広域防災訓練を実施する。

9 広域災害対処訓練

陸上自衛隊は、市が実施する災害対処のための指揮活動等の訓練に積極的に参加する。

10 ライフライン復旧訓練

ライフライン機関は、復旧計画を作成するとともに、訓練の実施に努める。

11 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送訓練

災害時における交通の確保・救急輸送、負傷者の搬送、緊急物資の輸送等救援・救護活動を関係機関と連携し実施する。

12 医療救護活動訓練

医療関係機関は、災害時を具体的に想定し、地域災害拠点病院における医療救護活動、DMATによる医療救護活動、負傷者の搬送、医療救護スタッフの搬送、医薬品等の医療用物資の輸送等の訓練を実施する。

13 災害図上訓練「DIG」

自分たちの住んでいる地域の災害危険箇所や避難所等を地図上で確認したり、災害が発生したという想定により住民同士で地図に書き込んだりしながらイメージトレーニングを行う。

第3項 防災訓練の検証

市及びその他の防災関係機関は、防災訓練終了後に防災訓練の検証を行い、防災対策の課題等を明らかにするとともに、必要に応じ防災対策の改善措置を講じるものとする。

第3款 被災による行政機能の低下等への対策

市は、大規模災害が発生した場合に、著しい行政機能の低下を未然に防ぐため、業務継続計画や受援計画等を整備するとともに、関係機関との連携を強化する。

第1項 業務継続計画（BCP）の整備

市は、災害応急対策業務や住民生活に密着した業務を継続して実施する必要があることから、業務継続計画（BCP）の整備を行う。

また、企業においても、災害時における企業の果たす役割（顧客、従業員等の安全確保、家族を含めた安否確認、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、日向商工会議所や東郷町商工会等と連携して、重要業務を継続するためのBCPの整備を促進するものとする。

1 業務継続計画に重要な6要素

- (1) 首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制
- (2) 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定
- (3) 電気、水、食料等の確保
- (4) 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保
- (5) 重要な行政データのバックアップ
- (6) 非常時優先業務の整理

2 災害復旧・復興体制の整備

災害発生後、円滑で迅速な復旧・復興活動を行うために、平常時から復旧・復興時の参考になるデータの保存及びバックアップ体制を整備する。

市は、あらかじめ重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。

また、市において保管している公図等の写しの被災を回避するための手段を講じる。

第2項 受援計画の整備

市地域防災計画及び市業務継続計画の関連計画として、大規模災害時に応援を申し出る行政機関や民間企業等からの人的・物的支援を円滑に受け入れるための運用を定めた、「日向市大規模災害時受援計画」を整備する。

1 受援計画の発動要件

本計画の発動要件は次のとおりとする。

- (1) 市内に震度6弱以上の地震が発生したとき。
- (2) 津波予報区「宮崎県」に大津波警報が発表されたとき。
- (3) その他、市災害対策本部で必要と認めたとき。

2 発動権限者

受援計画の発動権限者は、災害対策本部長（市長）とする。本部長に事故があるときは、「日向市災害対策本部条例」により副本部長（副市長）とする。

3 受入れを担当する組織

支援の受入れに関する全体調整は、総務対策部内の「受援班」において行う。受援班は、人的・物的応援の受入れに関する課から構成し、全体調整及び応援団体への支援要請内容や本市全体の受援状況の取りまとめ等を行う。

4 受援力向上に向けた取組

- (1) 受援計画の修正・推進
研修・訓練等を重ねながら、受援計画の検証と見直しを行っていく。
- (2) 災害時応援協定等の拡充・実効性の強化
- (3) 日向市災害ボランティアセンター等との連携強化

第3項 市町村間の相互協力体制の整備

市は、平常時から相互応援協定に関する協定を締結している他市町村等との相互応援が円滑に行われるよう、体制の整備と施設・設備の充実に努める。

- (1) 宮崎縣市町村防災相互応援協定
- (2) 宮崎県消防相互応援協定
- (3) 日向東臼杵郡市町村における災害時相互支援に関する協定
- (4) 市町村広域災害ネットワーク災害時相互応援に関する協定
- (5) 宮崎県津波対策推進協議会

第4項 広域応援体制等の整備充実

1 他都道府県との相互協力体制の整備

- (1) 九州・山口9県の連携強化

従前の九州・山口9県災害時相互応援協定を見直し、九州地方知事会に被災地支援対策本部を置き広域応援の調整窓口とし、被災県を応援する県を割り振り、応援ニーズを把握しながら応援を完結するカウンターパート方式を導入し、被災県に物資や職員の派遣等の応援を迅速・効果的に実施できる体制を構築した。

この協定に基づき、平常時から関係各県と連携を図り、大規模災害発生時において円滑な相互応援が行われるよう、実効性の確保に努め、体制整備を推進する。

(2) 全国都道府県との連携強化

全国都道府県における災害時の広域応援協定を見直し、ブロック間応援体制の確立や全国知事会に緊急広域災害対策本部を設置する等の体制を構築した。

この協定に基づき、円滑な相互応援が行われるよう、実効性の確保に努め、体制整備を推進する。

(3) 関西広域連合と九州地方知事会との連携

九州地方知事会において、関西広域連合と相互応援協定を締結し、遠方にある他府県との広域的な相互応援の仕組みを確立した。

協定名	締結団体	締結年月日
九州・山口9県災害時応援協定	山口県、福岡県、佐賀県 長崎県、熊本県、大分県 宮崎県、鹿児島県、沖縄県	平成23年10月31日
全国都道府県における災害時等の 広域応援に関する協定	全国47都道府県	平成24年5月18日
関西広域連合と九州地方知事会との 災害時の相互応援に関する協定	九州地方知事会構成県 関西広域連合構成県	平成23年10月31日

(4) 南海トラフ巨大地震対策九州ブロック協議会等との連携

南海トラフ巨大地震対策九州ブロック協議会や九州知事会等を通じて、大規模災害発生時における諸課題を解決する協力体制を構築するとともに、後方支援拠点等を活用し、関係機関が一体となった訓練等を通じてその対応能力を高める。

2 被災市区町村応援職員確保システム

大規模災害発生時においては、避難所の運営や罹災証明書の発行等の人的支援及び災害時のマネジメント支援を行う「被災市区町村応援職員確保システム」の活用を検討する。

3 応急対策職員派遣制度

市は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応急職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。

第5項 自衛隊等との連携体制の整備

大規模災害発生時に救助活動やライフラインの復旧等において不可欠な自衛隊をはじめ国の関係機関、指定公共機関については、南海トラフ巨大地震対策九州ブロック協議会やヘリコプター運用調整、総合防災訓練等、様々な機会をとらえて連携強化を図る。

第6項 緊急消防援助隊の充実強化

消防機関は、緊急消防援助隊を充実強化するとともに、実践的な訓練等を通じて、人命救助活動等の支援体制の整備に努めるものとする。

第4款 災害に関する調査研究の推進

地震・津波災害及び風水害等の未然防止と被害を軽減するため、必要となる調査・研究情報収集を積極的に行うとともに、情報提供等を推進するものとする。

第1項 地震災害の調査研究

1 宮崎県地震減災計画等を踏まえた防災対策の充実

宮崎県防災会議の地震専門部会の意見を反映させた宮崎県地域防災計画や地震減災計画等を踏まえ、防災対策の充実に努めるものとする。

2 県内活断層等の調査協力

国、県が行う活断層の調査研究、観測施設の設置等に積極的に協力し、市内データの累積に努める。

3 震災対策に関する調査研究

災害の発生に地域性、時代性があることは過去の地震災害の実例から明らかである。したがって過去の地震災害の経験を基礎として、災害の拡大原因となるものは何か、被害を最小限に食い止める方法は何かを常に調査研究し、災害の防止策の向上に努める。震災対策に関する調査研究事項としては、次の事項等が考えられる。

(1) 被害想定調査研究	(7) 震災に伴う社会心理に関する調査研究
(2) 地域危険度測定調査	(8) 避難に関する調査研究
(3) 津波災害に関する調査研究	(9) 防災情報システムに関する調査研究
(4) 地盤の液状化に関する調査研究	(10) 地震時における交通確保に関する調査研究
(5) 地震時の出火、延焼に関する調査研究	(11) 消防活動の充実強化に関する調査研究
(6) 建築物及び土木構造物等の耐震性に関する調査研究	(12) 広域応援・受援に関する研究
	(13) 海上防災に関する調査研究

第2項 風水害の調査研究

防災関係機関は、風水害を科学的に分析、検討できる調査研究体制の整備に努め、地域に応じた総合的な防災活動の実施を図る。

1 本市災害の特性と傾向	4 災害情報システム（観測システムも含む。）
2 危険地区の実態把握	5 救助活動支援システム
3 被害の想定	

第2節 情報収集伝達体制の整備

第1款 災害情報の収集・連絡体制の整備

災害発生時の迅速な初動体制の構築に資する地震観測体制の整備及び災害時の情報収集・伝達手段として機能する情報通信機器・施設の整備を図るとともに、通信機器操作の習熟に努める。

第1項 災害情報の収集・伝達体制の整備

1 収集体制の整備

災害情報等の把握及び被害調査は、防災関係機関、住民組織等の協力を求めて実施するが、あらかじめ情報収集ルート、担当者等を定めておく。

また、平常時から無線設備の定期点検と、非常通信の取扱い、通信機器操作の訓練や研修等を行い、防災情報処理システムの運用体制の確立に努める。

情報収集手段として災害状況要約システムD・S UMM（ディーサム）及び市公式SNSを活用するとともに、今後もインターネット等の活用について研究を進める。

2 伝達体制の整備

市は、住民への迅速かつ正確に災害情報を伝達するために、多様な伝達手段の充実を図るものとする。

(1) 全国瞬時警報システム（J－ALERT）	(9) 消防団、警察、自主防災組織、近隣住民等による直接的な声掛け
(2) 防災行政無線（戸別受信機を含む。）	(10) 衛星携帯電話、移動無線等の応急対策機器の活用
(3) 緊急速報メール	(11) 災害時にアマチュア無線局の活用
(4) 市公式SNS（フェイスブック・X）	(12) 消防団X
(5) テレビ放送（ケーブルテレビを含む。）	(13) 衛星安否確認サービス（Q－ANPI）
(6) ラジオ放送（コミュニティFMを含む。）	(14) 市ホームページ、市公式アプリ
(7) 広報車、消防団による広報	
(8) 電話、FAX、登録制メール	

3 消防無線の整備

- (1) 大規模災害時に広域支援のため他県に出動した際に、各消防本部が相互に通信することができる全国共通波の整備充実を図る。
- (2) 県域における各消防本部と相互に通信することができる県内共通波の整備、充実を図る。
- (3) 災害現場の情報を迅速かつ的確に収集するため、携帯無線機の増強を図る。

第2項 情報の分析整理

市は、平常時から自然情報、社会情報、防災情報等防災関連情報の収集蓄積に努めると共に、インターネット等の活用により災害情報等の周知を図る。

また、これらの蓄積された情報をベースに情報分析要員等の育成・活用を図る等、災害発生時における被害予測や的確な初動体制の確立等の災害対策に資するように努めるものとする。

第3項 通信手段の確保

- 1 同報系防災行政無線の活用を図る。
- 2 衛星携帯電話、移動無線等の応急対策機器の活用を図る。
- 3 難聴地域が発生しないことを基本として、市と集落とを結ぶ防災無線の整備を図る。
- 4 災害時にアマチュア無線局の協力により情報の提供が得られるシステムを構築するよう努める。
- 5 県及び関係機関との災害時における情報連絡体制の整備を図る。
 - (1) 情報連絡体制（連絡先）の周知
 - (2) 連絡様式の整備
 - (3) 連絡方法と手段の整備

第2款 災害広報体制の整備

第1項 報道機関への対応体制

災害発生時に、報道機関からの取材の要請に適切に情報提供ができるよう、あらかじめ対応方針を定めておく必要がある。そのため、報道機関とはあらかじめ協定等を締結し、災害対策本部等からの報道要請等の方法について定めておくこととする。

また、広報に当たっては、自衛隊等他の機関の広報との連携・協力について配慮しておくものとする。

- 1 取材対応による業務への支障、窓口が一本化されていないことによる情報の混乱等を防ぐため、取材に対する広報窓口を明確にし、窓口を経由して情報の提供を行う体制をとるものとする。
- 2 災害発生時に放送要請が必要な事態が生じた場合に、速やかに放送要請が行えるよう放送要請の方法についての確認を行っておくものとする。

第2項 住民からの問い合わせに対する体制の整備

災害時においては、住民からの多数の問い合わせ等が予想されるため、住民への的確な情報提供体制の整備を図るものとする。

- 1 市民等からの問い合わせに対する専用の窓口や、専用電話・ファックスを設置し、職員が専属で対応できるよう体制の整備を図るものとする。
- 2 有線テレビジョン放送、屋外文字放送、緊急速報メール等を活用し、地域に密着した情報を提供するため、事業者との協力関係の構築を図るものとする。
- 3 インターネットを通じて、市民が防災に関する各種の情報を得られるよう整備を図るものとする。

第3節 消防体制及び災害時医療体制の整備

第1款 消火活動及び救急・救助活動体制の整備

災害時に、火災の発生と人的被害を最小限にとどめるため、消防力の充実強化、救助・救急体制の整備等、消防対応力・救急対応力の強化を図る。特に、初期段階で重要となる地域住民、自主防災組織による初期消火、救出、応急手当能力の向上を図る。

第1項 出火防止体制の整備

1 一般家庭に対する指導	市は、出火防止のため、防災訓練や広報媒体を通じて、一般家庭に次の事項の知識の普及に努める。 (1) 住宅用火災警報器の設置徹底及び適切な維持管理 (2) 住宅用消火器をはじめとした住宅用防災機器等の普及 (3) 対震自動消火装置付き火気設備、器具及びガス漏れ警報器等の安全な機器の普及 (4) 灯油等の危険物の安全管理、可燃物の転落防止策、ストーブ上での洗濯物乾燥の厳禁、ガスの元栓の閉止等の指導徹底 (5) 火気設備を扱う場所での不燃化及び整理整頓 (6) カーテン等防災物品及び防災製品の普及 (7) 消火器具、ふろ水のくみ置き等消火準備の徹底 (8) 災害時において、揺れを感じたとき、揺れが止んだとき、燃え始めたとき、それぞれの機会における出火防止及び消火措置の徹底
2 事業所等に対する指導	(1) 市は、多数の者が利用する学校、病院、スーパー等の施設については、防火管理者を消防法第8条の規定により選任させ、自衛消防に関する組織、地震対策等も含んだ消防計画の作成、避難訓練の実施、消防用設備の整備、火気の使用監督等について、十分指導を行う。 また、予防査察を実施し、消防計画に基づく消火、避難等の訓練の実施、火気の使用又は取扱いに関する指導を行うとともに、消防法の規定に基づく消防用設備等を整備させ、これらの施設に対する防火体制を推進する。 (2) 市は、化学薬品を保管している事業所、教育機関、研究機関等に対して地震による容器の破損が生じないように、管理を適切かつ厳重に行うよう指導するものとする。
3 高圧ガス、毒劇物の貯蔵又は取扱いの指導	市は、消防法等の規定に基づき、一定数量以上の危険物、圧縮アセチレンガス、液化石油ガス等の高圧ガス、シアン化水素やアンモニア等の毒劇物等を貯蔵し又は取り扱う者に対して規制を行い、適切な指導等を行って、火災発生の未然防止を図るものとする。
4 消防同意制度の活用	市は、消防法の規定に基づき、建築計画を防火上の見地からチェックし、同制度の効果的な運用を図り、消防用設備等の設置等建築物に関する火災予防を十分に図っていく。
5 防災物品の普及及び管理指導	市は、消防法の規定に基づき、防災性能を有する物品等を設置しなければならない防火対象物に対し、その設置及び管理を指導するとともに、火災発生及び拡大の防止に努めるよう指導を行うものとする。
6 火災予防条例の活用	市は、火気を使用する設備・器具、火気の使用制限、少量危険物等の取り扱い及び避難管理等について規定した火災予防条例を活用し、火災の発生を未然に防止し、また、スーパー等については、消防用設備等の維持管理及び避難施設の適切な保持を確保するため、各種広報手段による啓発や巡回指導を行うものとする。
7 消防設備士制度の活用	市は、防火対象物の消防用設備等が、技術上の基準に適合し、かつ有効に機能するよう点検報告を励行させる等により、当該対象物の関係者に対し、万全な指導を行うものとする。
8 火災予防運動の実施	市は毎年、火災の多発期に当たる11月から3月にわたり、秋季全国火災予防運動（11月9日～11月15日）、宮崎県山火事予防運動（1月上旬～2月上旬）、春季全国火災予防運動（3月1日～3月7日）を通じて、火災予防のための諸行事を実施し、広く住民に対し火災予防思想の普及向上に努めるものとする。

第2項 消防力の充実強化

1 消防の広域化の推進

市は、消防組織法第31条に規定する消防の広域化の趣旨を踏まえ、常備消防の広域化を検討する。

2 常備消防力の強化

市は、火災の予防、警戒及び鎮圧、人命の救助、災害応急対策その他の消防に関する事務を確実に遂行し、「消防力の整備指針」に基づき消防力の充実強化を図るものとする。

- (1) 市街地には、人口、地勢、道路事情等に応じて、消防署所を設置するものとする。
- (2) 消防署所の庁舎は、十分な耐震性を有し、かつ、浸水による被害に耐えうるよう整備し、災害応急対策の拠点としての機能を適切に発揮するため、非常用電源設備等を設置するものとする。
- (3) 消防署所には、消防ポンプ自動車、救急自動車等の車両を配置し、地域の実情に応じて、はしご自動車、化学消防車等を配置するものとする。
- (4) 災害発生時の活動体制を確保するため、無線情報通信システム及び装備、活動資機材の整備並びに性能点検を実施し、即応体制の確立を期すものとする。

3 消防団員の充実強化

- (1) 消防団は、地域防災力の中核であるため、市は消防団員の加入促進に努めるとともに、団員の処遇・教育訓練の改善等、消防団活動の充実強化を図るものとする。
- (2) 消防団の車両及び消防資機材の格納庫、可搬式動力ポンプ等の施設、装備及び活動資機材の充実を図るものとする。

4 総合的な消防計画の作成

市は、「市町村消防計画の基準」に基づき、災害に対応した消防計画を作成し、毎年検討を加え、必要に応じ修正するものとする。

5 消防職員及び消防団員の教育訓練

市は、消防職員及び消防団員の知識及び技能の向上を図るため、県消防学校と消防大学校に必要に応じ派遣するほか、一般教養訓練の計画を作成し実施するものとする。

6 消防水利の確保

- (1) 市は、「消防水利の基準」に基づき、消防水利の充実多様化に努めることとし、防火水槽や耐震性貯水槽の充実を図る。
- (2) 消防水利の不足又は道路事情により、消防活動が困難な地域に対しては、消防水利の増設及び可搬式動力ポンプ等の整備を推進し、地域の消火体制の強化を図る。

第3項 救急・救助活動体制の整備

1 救急活動体制の強化

大規模な災害によって大量に発生することが予想される多数の傷病者に対し、迅速・的確な応急措置を施し、医療機関への効率的な搬送をする体制を確立するため、次の事業を推進する。

- (1) 救急隊員、救急救命士の計画的な養成
- (2) 高規格救急自動車・高度救命処置用資機材の整備促進
- (3) 救急業務の高度化を図るための研修・教育の実施
- (4) 医療機関との連携強化
- (5) 住民に対する応急手当法の普及啓発

2 救助活動体制の整備

- (1) 市は、救助工作車の整備、ファイバースコープ、クレーン、ウィンチ等の救助用資機材の整備を促進するとともに、倒壊建物、がけ崩れ等被災状況に応じた救助マニュアルの作成及び点検に努める。
- (2) 市は、大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備を推進するとともに、先端技術による高度な技術の開発に努める。

- (3) 市は、消防団、自治会及び自主防災組織による地域での防災活動の用に供するため、発電機、投光機械、担架、ジャッキ、除雪機械その他救助活動に必要な資機材の整備を促進する。
- (4) 防災関係機関が保有している資機材だけでは不足する場合も予想されるので、市は民間団体の協力を得て、重機等の資機材の保有状況を把握しておくものとする。

3 救助機関の連携体制の強化

市は、消防、警察、自衛隊及び海上保安部の救助機関により設置された宮崎県救助機関災害対策連絡会議を通じて実施する救助機関合同の訓練に参加するなど、一層の連携強化を図ることとする。

【宮崎県救助機関災害対策連絡会議の組織】

機 関 名	委 員
宮崎海上保安部	警備救難課長
陸上自衛隊都城駐屯地	第43普通科連隊第3科長
陸上自衛隊えびの駐屯地	第24普通科連隊第3科長
航空自衛隊新田原基地	第5航空団防衛部長
宮崎県警察本部	警備部警備第二課長 警備部機動隊長 交通部交通規制課長
宮崎県消防長会	宮崎市消防局長 都城市消防局長 延岡市消防本部消防長
宮崎県	危機管理課長（議長） 消防保安課長

第4項 地域の初期消火及び救出・応急手当体制の強化

1 要配慮者の把握

自治会や自主防災組織は、地域内の高齢者、障がい者、外国人等の要配慮者を把握しておくものとする。

2 初期消火力の向上

自主防災組織を中心とし、消火器、バケツ、可搬ポンプ等の消火資機材を備えるとともに、防火用水の確保、ふろ水のため置き等を地域ぐるみで推進する。また、事業所においても、地域の自主防災組織等との連携を図り、自らの初期消火力の向上に努める。

3 救助・応急手当能力の向上

(1) 救助用資機材の備蓄

自主防災組織等は、家屋の倒壊現場からの救出等に役立つ、ジャッキ、バール、のこぎり、角材、鉄パイプ等の救助用資機材の備蓄に努め、地域内の建築業者等からの調達を考慮しておくこと。

また、市は、こうした地域の取り組みを支援する。

(2) 救助訓練

自主防災組織を中心として家屋の倒壊現場からの救助を想定した救助訓練等を行う。市は、その指導助言にあたりとともに、訓練場の安全確保について十分な配慮をするものとする。

(3) 応急手当の普及

救急隊到着前の地域での応急手当は、救命のため極めて重要であることから、市は住民に対する応急手当方法の普及啓発を図る。

(4) A E Dの設置場所の周知

地域の応急手当として有効なA E D（自動体外式除細動器）の設置場所を把握するとともに、その設置場所の周知を図る。

第2款 医療救護体制の整備

災害時に、交通網やライフライン等が途絶した中で、人的被害を最小限に食い止めるためには、迅速かつ的確な医療救護活動を行い、機能しうる医療救護体制を確立、強化していく必要がある。

医療救護活動は、災害発生時からの時間経過により対応方針が異なってくることから、発災直後（発災～6時間）、超急性期（発災～72時間）、急性期（3日目～1週間程度）、亜急性期（1週間～1カ月程度）、中長期（1カ月以降）のフェーズにおける医療救護体制の整備を積極的に推進していくものとする。

第1項 災害拠点病院等の整備充実

市は、医師会、歯科医師会、薬剤師会、日本赤十字社宮崎県支部、消防本部等の関係機関との協議を進めながら、災害拠点病院を中心とする医療救護体制の整備充実に努める。

なお、県が指定する緊急時ヘリコプター離発着場等を活用した患者搬送体制の整備にも努めるものとする。

1 地域災害拠点病院

相当数の病床を有し、多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷等の災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うために高度の診療機能を有するとともに、地域の医療機関への応急用資機材の貸出し、自己完結型の医療救護チームの派遣機能等に対応できる地域災害拠点病院として、下記が指定されている。

種 別	二次医療圏名	医療機関名
地域災害拠点病院 (地域災害医療センター)	日向入郷	千代田病院
		和田病院
		日向病院
	延岡西臼杵	県立延岡病院

地域災害拠点病院は、市域の医療機関の後方支援ができるよう関係機関と協力して次のような体制の整備充実に努める。

- (1) 施設・設備の整備
- (2) 耐震性の強化
- (3) 緊急時におけるライフラインの確保
- (4) 臨時の医療救護班の編成
- (5) トリアージ等の訓練・研修による要員の育成と強化

日向圏域の地域災害拠点病院（3病院）は、いずれも津波による浸水想定区域に位置しているため、県立延岡病院や、航空搬送拠点臨時医療施設（S C U）候補地である九州医療科学大学への搬送体制について連携を図る。

2 基幹災害拠点病院

県全体の災害拠点病院の中核となる基幹災害拠点病院として、下記が指定されている。

種 別	二次医療圏名	医療機関名
基幹災害拠点病院 (基幹災害医療センター)	県内全医療圏	県立宮崎病院
		宮崎大学医学部附属病院

3 航空搬送拠点臨時医療施設（SCU）候補地

災害時に航空機での患者搬送に際し、患者の症状の安定化を図り、搬送を実施するための救護所として、県が設置する。

航空搬送拠点臨時医療施設（SCU）	県北地域	九州医療科学大学
-------------------	------	----------

第2項 医療施設への支援と応急救護所の整備

市は、医療機関のライフライン機能が停止した場合に備え、給水や物資の提供が迅速に行えるよう、医療施設への支援体制の強化を推進する。

また、災害の状況に合わせた、応急救護所の設置場所について検討を行う。

- 1 集中して負傷者が出る地域
- 2 学校の医務室
- 3 指定緊急避難場所
- 4 市庁舎
- 5 市関連施設
- 6 市周辺部に位置し、応急対応に一定の時間を要すると考えられる場所

第3項 医薬品等の備蓄体制の整備

市は、医師会や薬剤師会等に協力依頼し、医薬品等の備蓄の確保に努めるとともに、医薬品卸売業者やドラッグストアとの災害協定の締結を進め、医薬品や衛生材料等の流通備蓄体制を図る。

第4項 災害時における医療情報の確保

災害拠点病院及びDMA T等は、災害時に迅速かつ的確に救護・救助活動を行うため、衛星電話及び無線、インターネット等の複数の通信手段の確保に努める。

さらに、EMIS（広域災害救急医療情報システム）及びDMHIS（災害精神保健医療情報支援システム）を活用することで、被災地域のみならず、全国の医療機関や災害時こころの情報支援センター等とも連携した対応を行う。なお、普段は使用しないこれらの通信手段を迅速かつ的確に活用できるように訓練等を定期的に行い、非常時に備える。

第5項 防災中枢機能等の確保、充実

公共機関、県、市町村及び災害拠点病院等災害応急対策に係る機関は、保有する施設・設備について、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや電動車の活用を含め自家発電設備、燃料貯蔵設備等の整備を図り、十分な期間（最低3日間、推奨4日間）の発電が可能となるような燃料の備蓄等を行い、平常時から点検、訓練等に努めるものとする。また、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備や、通信途絶時に備えた衛星通信等の非常用通信手段の確保を図るものとする。

第4節 緊急輸送体制の整備

第1款 道路輸送体制の整備

大規模災害時における被害の軽減並びに迅速、的確な災害応急対策に資するため、あらかじめ大規模災害発生時における緊急通行車両の通行を確保すべき緊急輸送道路を選定し、重点的に道路及び施設の安全性を強化する。

第1項 緊急輸送道路の整備

1 緊急輸送道路の指定

県及び市は、陸上、水上及び空の交通手段を活用した効率的な緊急輸送を行うため、県内の主要路線等を緊急輸送道路に指定する。

ア 緊急輸送道路の指定基準

第1次緊急輸送道路（宮崎県）	主要都市間や重要港湾等を連絡する道路
第2次緊急輸送道路（宮崎県）	第1次緊急輸送道路と主要な防災拠点を連絡する道路
市指定緊急輸送道路（日向市）	第1・2次緊急輸送道路を補完する道路

イ 緊急輸送道路一覧

路 線 名	1 次	2 次	市指定
東九州自動車道	○		
一般国道10号	○		
一般国道327号	○	○	
一般国道327号バイパス	○		
一般国道446号	○	○	
県道22号 東郷西都線	○		
県道51号 中野原美々津線	○		
県道15号 日知屋財光寺線	○		
県道302号 高鍋美々津線	○	○	
市道 塩見大池線	○		
市道 塩見美々津線	○		
臨港道路 細島線	○		
県道23号 細島港線			○
県道226号 土々呂日向線			○
県道230号 細島港日向市停車場線			○
県道231号 美々津停車場線			○

2 緊急輸送道路の整備

緊急輸送道路に指定された道路の道路管理者は、地震防災緊急事業五箇年計画等の計画で、緊急輸送道路の耐震強化を示し、その計画に基づき緊急輸送道路の整備を行う。

- (1) 緊急輸送道路ネットワークの整備
- (2) 緊急輸送道路における橋梁等の耐震対策

- (3) 緊急輸送道路の沿道建築物の不燃化・耐震化や倒木対策を促進
- (4) 緊急輸送道路における道路啓開体制の強化

第2項 緊急交通路の指定

県公安委員会は、被災者等の安全かつ円滑な避難の確保、負傷者の救出・救護、消火活動等の災害応急対策を行うための緊急通行車両の通行を確保するため、高速自動車国道、一般国道、主要地方道、一般県道等の中から緊急交通路を指定している。

市内の緊急交通路指定道路は、最優先道路として国道10号、優先道路として広域農道と国道327号、446号が指定されている。

第3項 緊急通行車両等の事前届出制度

市は、県公安委員会に対し災害応急活動が迅速かつ円滑に行われるために、あらかじめ緊急通行車両の事前届出を行うものとする。

第2款 物資輸送拠点等の整備

第1項 物資輸送拠点の指定

自らが被災した場合は勿論、隣接市町村が被災した場合の輸送拠点ともなりうる「物資輸送拠点」を指定する。選定に際しては、ヘリコプターによる空輸と陸上輸送及び海上輸送の両面の利便を考慮するものとする。

1 港湾の指定と整備

港湾の空間特性を生かして、震災直後はもとより、市民生活や経済社会活動の復旧・復興にも幅広く貢献していくため、緊急輸送等を行う拠点として、考えられる港湾を指定し、港湾の整備を国の計画と整合を図りながら実施する。

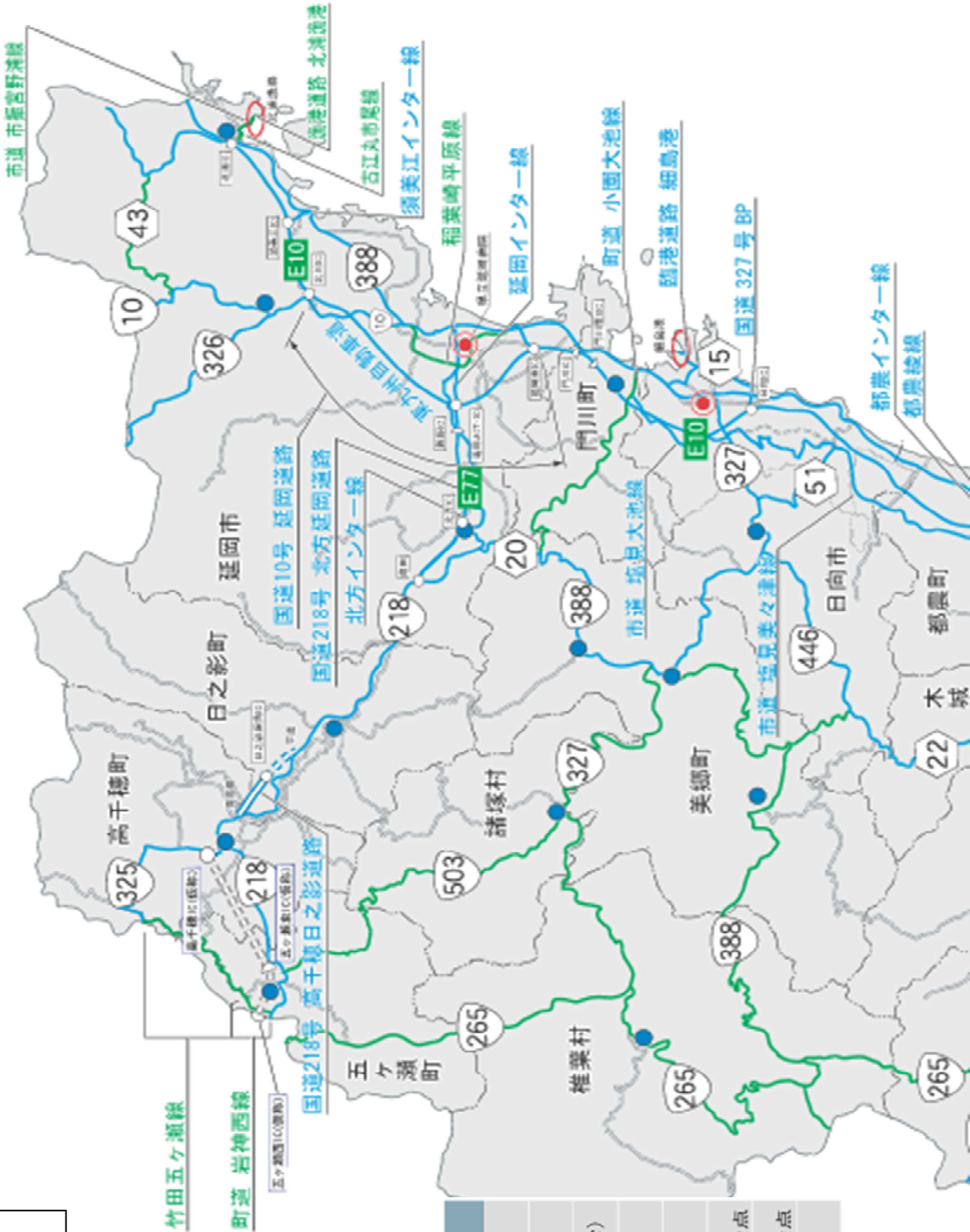
2 ヘリポートの指定

市は、ヘリポートを指定する際に避難所（場所）と競合しない場所を指定するとともに、支援物資を集積して各避難所等に輸送できるような施設や、支援部隊の活動拠点となるスペース確保できる場所を選定するものとする。

3 住民への周知

緊急用ヘリポート及び物資輸送拠点について住民に周知するものとする。

物資輸送拠点等地図
(宮崎県北地域分)



凡 例	
	県庁
	地域中心都市
	市町村役場(支所含む)
	第1次ネットワーク
	第2次ネットワーク
	第1次ネットワーク (未供用)H27.3.31時点
	第2次ネットワーク (未供用)H27.3.31時点
	耐震強化岸壁

第5節 避難受入体制の整備

第1款 避難収容体制の整備

県の地震被害想定調査においては、多数の長期避難者の発生が想定されている。このうち、住居等を喪失するなど引き続き救助を必要とする者に対しては、収容保護を目的とした施設の提供が必要である。

このため、市は避難所としての施設の指定及び整備を積極的に行っていく。

第1項 避難体制の整備

1 避難体制の整備

市は、次の事項に留意して避難体制を整備するとともに、避難所の管理責任予定者等関係者を対象とした研修を実施するものとする。

なお、市は、躊躇なく避難情報を発令できるよう、平素から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担する等、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。

避難情報	・ 避難指示等を発令する基準 ・ 伝達方法
指定緊急避難場所	・ 名称、所在地、対象地区及び対象人口 ・ 経路及び避難誘導方法
指定避難所の開設	・ 飲料水の供給、炊き出しその他による食品の供給 ・ 被服寝具その他生活必需品の給与 ・ 負傷者に対する応急救護 ・ 要配慮者に対する介助等の対応
避難所の管理	・ 避難収容中の秩序保持 ・ 避難者に対する災害情報の伝達 ・ 避難者に対する応急対策実施状況の周知徹底 ・ 避難者に対する各種相談業務
広報	・ 広報車による周知 ・ 避難誘導員による現地広報 ・ 住民組織を通じた広報

2 避難対象地区の明示

市は、県の地震被害想定調査に基づく災害危険度や地域の実情から判断して、津波による浸水、山・がけ崩れ、火災の延焼拡大等の危険性が高く、避難対策を推進する必要がある地域を市地域防災計画において明示するものとする。

また、避難対象地区を指定し、重点的に避難収容体制の整備を推進するものとする。

3 避難所運営マニュアルの策定

避難所の運営が円滑かつ統一的に行えるよう、あらかじめ避難所運営マニュアル等を作成し、避難所の良好な生活環境を確保するための運営基準やその取組方法を明確にしておくものとする。

マニュアル等の作成に当たっては、住民の自治による避難所開設・運営、要配慮者や男女共同参画等の視点にも配慮する。

4 避難の受入れ

指定緊急避難場所や避難所への避難者について、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。

第2項 避難場所及び避難路等の確保

1 指定緊急避難場所

市は、災害の種別に応じ、災害及びその二次災害のおそれのない場所にある施設又は構造上安全な施設を指定緊急避難場所として指定するものとする。

指定した緊急避難場所は、災害の危険が切迫した場合における施設開放を行う担当者をあらかじめ定めるなど、管理体制を整備しておくものとする。

また、指定緊急避難場所は、災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には災害に適した指定緊急避難場所を選択することについて、日ごろから住民等に周知徹底を図るものとする。

2 指定緊急避難場所の確保

市は、津波から住民の生命を保護するため、様々な形態の避難場所を確保する。

(1) 津波避難ビル

「津波避難ビル等に係るガイドライン」に基づき、行政や民間が管理するビルについて、施設管理者と協議により津波避難ビルとしての指定を行う。

(2) 高台

高台については、整地やフェンスの設置等を行い、避難場所としての整備を行う。

(3) 津波避難タワー・避難山

高層のビルや高台がなく、避難場所の確保が困難な地域に整備した津波避難タワーと避難山については、自主防災会等の避難訓練で活用するとともに、日ごろから維持管理に努める。

3 指定避難所等

市は、居住場所を確保できなくなった被災者に対しての応急的な収容保護を目的として避難所を次の基準により指定するものとする。なお、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるものとする。また、市及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。

(1) 避難者を滞在させるために必要かつ適切な規模を有するものであること。

(2) 速やかに被災者等を受け入れ又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること。

(3) 想定される災害による影響が比較的少ない場所に立地していること。

(4) 車両その他の運搬手段による物資の輸送等が比較的容易な場所であること。

(5) 地域的な特性、過去の教訓、想定される災害及び感染症対策を踏まえ、管内の公共施設のみでは避難所を量的に確保することが困難な場合があることから、あらかじめ次により避難所の確保を図っておくこと。

- ① 隣接する市町村の公共施設等の利用
- ② 企業や個人が保有する施設等の利用

- (6) 避難所の利用関係を明確にするため、当該施設の管理（所有）者の理解・同意を得て指定するとともに、物資の備蓄、災害時の利用関係、費用負担等について明確にしておくこと。
- (7) 市の指定管理者制度導入施設が指定避難所となっている場合には、市と指定管理者との間で避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。また、県の指定管理者制度導入施設が指定避難所となっている場合には、市と県及び指定管理者との間で避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。
- (8) 市は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて、介護保険施設、障害者支援施設等の福祉避難所を指定するよう努めるものとする。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。
- (9) 福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。
- (10) 指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努めるものとする。
- (11) 市は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。
- (12) 市は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。

4 避難路の確保

市は、避難所にいたる避難路を確保するため、従来の都市計画街路事業等に防災性を付与し、整備の推進を図るものとする。

また、沿道の不燃化、緑地の整備、地下埋設物の耐震化、危険物の除去、消防水利の確保等の対策を講じるものとする。

さらに、市職員、警察官、消防職員その他避難の措置の実施者は、迅速かつ安全な避難ができるよう、通行の支障となる行為を排除し、避難路の通行確保に努めるものとする。

5 避難経路の確保

市は、避難場所ごとの避難経路の確保を行う。

特に、指定緊急避難場所については、垂直避難となることから、高台等への経路については、住民の避難が安全かつ円滑に行われるようスロープや階段、手すり、夜間照明（太陽蓄電池式等の検討）等の整備を行う。

6 繁華街、観光地における避難場所等の確保

多数の人が集まる繁華街、観光地においては、安全な避難所及び避難路を確保するとともに、避難誘導のための分かりやすい避難標識の設置に努める。

第3項 避難所等の広報と周知

市は、住民の的確な避難行動を促すため、避難所等や災害危険地域を示した防災ハザードマップや広報紙等を配布し、周知を図るとともに、定期的な見直しと内容の充実を図るものとする。

また、市は、避難指示等が発令された場合の避難行動として、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、日ごろから住民等への周知に努めるものとする。

1 避難場所等の広報

市は避難所等の指定を行ったときは、次の事項につき、広報紙等により地域住民に対し周知徹底を図るとともに、避難所として指定した施設については、住民等にわかりやすいよう表示を行うものとする。また、災害時に避難所等の開設状況や混雑状況等を周知することを想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。

- (1) 指定緊急避難場所、指定避難所の名称
- (2) 指定緊急避難場所、指定避難所の所在位置
- (3) 指定緊急避難場所、指定避難所への経路
- (4) 指定緊急避難場所、指定避難所の収容人数
- (5) その他必要な事項

なお、予想される津波による浸水域や浸水高、避難場所・津波避難ビル等や避難階段の位置等を示す標識等を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号の使用、夜間でもわかりやすく誘導できるよう蓄光石やライトを活用して表示する等、住民が日常の中で常に津波災害の危険性を認知し、円滑な避難ができるよう取り組むものとする。

中でも、浸水高等の「高さ」をまちの中に示す場合には、数値が海拔なのか、浸水高なのか等について、住民等に分かりやすく示すよう留意することとする。

2 避難のための知識の普及

市は、住民に対し次の事項の普及に努める。特に、自家用車による避難は、交通渋滞が予想され、消火活動、救急・救助活動、医療救護活動及び緊急物質の輸送活動等に重大な支障をもたらすおそれがあるので、住民にその自粛を呼びかける。

- (1) 平常時における避難のための知識
- (2) 避難時における心得（特に、必要最低限の必需品の避難所への携行）
- (3) 避難収容後の心得

3 避難所の運営管理の知識の普及

市は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。特に、夏季には、熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努めるものとする。

4 災害危険区域の広報

地震時の土石流、地すべり、山・がけ崩れ及び二次災害のおそれのある箇所については、過去の災害事例及び現況調査等を参考に、土砂災害危険箇所図を作成する等、住民に適切な方法で広報する。また、土砂災害危険箇所への雨量計その他監視施設の設置、危険箇所について巡回監視等に努める。

なお、学校統廃合等により使用されていない建物については、地域の実情に応じて避難所としての指定を見直すとともに、代替施設・方策の確保を検討する。

第4項 避難施設の安全性確保と設備の整備

1 避難所の安全性の確保

市は、建物の耐震診断を積極的に推進していくものとし、避難所に指定されている学校施設等で、昭和56年度以前に建築された建物については、耐震診断を実施し必要に応じて補強や耐力度調査による改築に努めるものとする。

なお、学校統廃合等により使用されていない建物については、地域の実情に応じて避難所としての指定を見直すとともに、代替施設・方策の確保を検討する。

2 指定避難所の備蓄物資及び設備の整備

市は、あらかじめ応急的に必要と考えられる避難者への食料や飲料水の供給、マスク、消毒液、簡易間仕切り等の感染症対策に必要な物資、被服寝具その他生活必需品の給与に対応できる物資の備蓄を進めるものとし、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子どもにも配慮するものとする。

また、負傷者に対する応急救護や災害時要配慮者にも配慮した施設・設備の整備を図り、必要に応じ、避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。

なお、これらの実施にあたっては、施設管理者等の理解を得たうえで実施する。

また、避難所等における仮設トイレの設置や、し尿処理が円滑に行えるよう、あらかじめ各事業者との協定を締結するなど、協力体制を整備しておく。

さらに、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努める。また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。

第2款 応急仮設住宅の提供体制の整備

住家が滅失した被災者のうち、自らの資力をもって住宅を確保することのできない者に対し一時的な居住の安定を図るため、応急仮設住宅の提供体制を整備する。

第1項 公営住宅等、賃貸型応急住宅の提供体制の整備

市は、公営住宅等の既存ストックの空き室の状況を把握し、被災者への迅速な提供に努めるものとする。

また、賃貸型応急住宅の迅速な提供を行うため、不動産関係団体と連携強化を図る等、必要な体制の整備に努めるものとする。

第2項 建設型応急住宅の提供体制の整備

市は、次の事項に留意し応急仮設住宅の設置について、提供体制を整備することとする。

1 建設用地の選定基準

市は、あらかじめ応急仮設住宅の必要量を考慮の上、建設候補地を選定する。

- (1) 建設候補地は、公有地、国有地、企業等の民有地の順に選定すること。
 - (2) 民有地の建設候補地については、公租公課等の免除を前提として、原則として無償で提供を受けられる土地とすること。

2 立地条件の配慮

建設用地の選定に当たっては、上下水道、ガス、電気等の生活関連設備の整備状況、医療関係、学校、商店、交通、地域的なつながり、騒音、防火等の面を総合的に考慮し、できる限り住宅地としての立地条件の適した場所に建設すること。

3 利用関係の明確化

建設用地の選定に際しては、当該用地の所有者と設置期間や費用負担のあり方等、用地利用関係について明確にしておくこと。

第3項 供与体制の整備

1 建設事業者団体等との協定

応急仮設住宅を迅速に設置することができるよう、必要によってあらかじめ建設事業者団体等と応急仮設住宅の建設及び建設資材の提供等に関する協定を締結しておくこと。

2 応急仮設住宅の建設計画の作成

応急仮設住宅を計画的に建設するため、災害によって住家を滅失した被災者の住宅需要を速やかに把握し、全体の建設計画を作成すること。

3 必要戸数の供給

災害が発生した場合には、必要によって建設事業者団体の協力を得て、速やかに必要な応急仮設住宅を建設すること。

4 応急仮設住宅の仕様等

応急仮設住宅の提供に当たっては、単身や多人数世帯、高齢者や障がい者等の要配慮者等、個々の需要に応じた住宅の仕様や、提供後の地域社会づくり等に考慮した配置とすること。

第6節 物資等の確保体制の整備

第1款 給水体制の整備

市は、被災時に被災状況に応じた応急給水・復旧基本計画（水道事業地震対策マニュアル）により飲料水の確保、供給を実施するものとする。

また、応急給水・復旧基本計画は、職員に周知徹底しておくとともに、常に実施計画が行えるよう体制を整備するものとする。なお、計画に盛り込む事項は、概ね次のとおりとする。

第1項 応急給水・復旧基本計画の作成

1 指揮命令系統の整備

緊急時の指揮命令者等の連絡に必要な手順等を定めておく。

2 応急復旧期間

目標復旧期間は、概ね4週間以内とする。

3 応急給水目標水量

応急給水量は、次の給水量を目標に設定する。

地震発生からの日数	目標水量
初めの3日間	3L／人日
10日まで	20L／人日
15日まで	100L／人日
21日まで	200L／人日
21日以降	被災前給水量 280L／人日

4 応急供給拠点の設定

応急給水時における給水車・給水タンク等へ水を供給する基地として、浄水場、配水池等を利用し、給水拠点を設定する。

5 応急給水拠点の設定

給水拠点は、次の搬送距離等を目標に設定する。

地震発生からの日数	水の搬送距離	主な給水方法
初めの3日間	概ね1km以内	貯水槽・タンク車 人命に関わるものを第一優先として最低限の飲料水確保を目的とした応急給水
10日まで	概ね500m以内	配水幹線付近の仮設給水栓 初期応援での応急給水 応急給水の体制確立
15日まで	概ね250m以内	配水支線上の仮設給水栓 応援体制の確立 給水場所の拡充・給水量の増加、仮設給水栓（無人）の拡大
21日まで	概ね50m以内	仮給水配管からの共同水栓 給水場所の拡大 応急給水活動の縮小
21日以降	概ね10m以内	仮給水配管からの各戸給水・共用栓 仮設配管等の給水により給水活動の縮小・収束

6 応援受入拠点の整備

応援受入拠点は、関係機関と協議・調整の上、公的施設等を利用して整備する。

緊急時に備えて、各種図面（管路図等）及び書面を整備するとともに、危機管理上の保管分散化を行う。

7 水質管理の強化

応急給水拠点で水質検査を行う等水質監視体制を整備するとともに、飲料水の一時保管方法について周知する。

第2項 資機材の確保と拠点の整備

1 応急資機材の確保

他市町村からの応援資機材量を勘案のうえ、合理的な備蓄量を設定する。

2 応急資機材の受入・配送拠点の整備

資機材等の受け入れ、配送を行う拠点について、関係機関と調整の上、応援資機材配送計画を作成する。

第3項 公共施設の活用

1 小中学校プール活用

応急的に小中学校プールの水が飲料水として使用できるよう、今後も財光寺小学校に整備された耐震化浄水機能付きのプールの機能の確保を図る。

2 学校給食センター貯水槽活用

学校給食センターの貯水槽（72 m³）も必要に応じて活用する。

第2款 食料・生活必需品の備蓄体制の整備

市は、災害時において必要となる水、食料、生活必需品及び防災対策用の資機材・燃料等を確保するため、「宮崎県備蓄基本指針」に基づき、「日向市備蓄計画」を定め、被災者への物資の安定供給体制の整備を図るものとする。

整備にあたっては、市民による日ごろからの家庭内備蓄を促進するとともに、市及び県による現物備蓄、災害支援協定等による事業者等からの物資調達（流通備蓄）とする。

第1項 備蓄体制の整備

1 備蓄分担の基本方針

「宮崎県備蓄基本指針」に基づき、国等からの支援が届くまでの3日間において、下記のとおり、市民、市、県でそれぞれ3分の1ずつ分担備蓄することとし、市が分担する分の4分の1は、流通備蓄により調達することを目標とする。

【備蓄分担図】

自助・共助 1／3	市 1／3		県 1／3
各家庭 自主防災会 事業所等	現物備蓄 3／4 全体の 3／12＝1／4	流通 備蓄 1／4	

2 備蓄品目及び目標数量

市は、「日向市備蓄計画」に基づき、下記の品目において年次的に整備するものとする。

食料や生活必需品、避難所用資機材を中心に整備するが、男女のニーズの違いや子育て家庭、要配慮者に配慮し、女性用品や乳幼児用品、介護用品等の物資も備蓄するものとする。

(1) 食料品等

品 目	内 訳	現物備蓄目標
食料（主食） アレルギー対応・ 要配慮者向け含む	アルファ化米	71,414 食
	クッキー	
	ビスケット	
粉ミルク	粉ミルク	36,923g
	粉ミルク(アレルギー対応)	4,102g
飲料水	2L 入り	72,000L
	490ml 入り	

(2) 生活必需品等

品 目	内 訳	現物備蓄目標
毛布		12,000 枚
紙オムツ	乳児用	7,425 枚
	大人用	4,867 枚
女性用品		10,807 枚
ほ乳ボトル		293 本
トイレットペーパー		2,250 巻
汚物処理袋		172,320 枚
マスク		36,000 枚
ボディタオル		36,000 枚
ウエットタオル		36,000 枚
ごみ袋		36,000 枚
飲料水袋	給水袋(6L 用)	23,400 袋
	バルーン(1,000L 用)	25 基

(3) 避難所用資機材

品 目	内 訳	現物備蓄目標
炊き出し用釜		29 基
カセットコンロ		4 台
カセットガス		12 本
鍋		4 個
発電機		13 基
携行缶（発電機用）		26 個
投光機		13 基
コードリール		26 個
ターピーシート		65 枚
間仕切り	ダンボール	14,646 室
	カーテン	771 室
	テント	
マット (間仕切り用)	マットレス	1,542 個
	簡易ベッド	
救急箱		13 箱
簡易トイレ		156 基
簡易テント		156 張

3 備蓄場所

災害発生直後は平時の物資流通体系が混乱することから、市の備蓄品の保管場所は、地理的条件を勘案し、地域分散備蓄を図る。

場 所	所 在 地
日向市役所 2階 災害対策本部予備室	日向市本町 10 番 5 号
日向市役所 第1別館 3階 日赤倉庫	日向市本町 10 番 5 号
日向市消防本部倉庫	日向市亀崎 2 丁目 23 番地
日向市東郷総合支所	日向市東郷町山陰丙 1374 番地
日向市東郷地区文化センター	日向市東郷町山陰丙 1325 番地
日向市学校給食センター 防災倉庫	日向市大字塩見 3016 番地 3
日向市立日向中学校 体育館 防災倉庫	日向市大字富高 733 番地
日向市立財光寺中学校 防災倉庫	日向市大字財光寺 4877 番地 1
日向市立富高小学校 防災倉庫	日向市大字富高 6520 番地
日向市総合体育館	建設計画中
上記のほか、市が整備した避難タワー、避難山等の避難施設に地震・津波に必要な救援物資を備蓄	

4 備蓄品の更新

備蓄品は、当面必要となる数量まで年次的に整備又は更新を行うものとする。

また、災害に際し、備蓄物資の倉出しを行ったときは、次の災害に備え、すみやかに物資の補充を行うものとする。

5 水防倉庫及び水防資機材

- (1) 水防管理団体は、市域内の適地に必要とする水防倉庫その他代用備蓄を設け、必要な資機材を準備しておかなければならない。
- (2) 水防倉庫既設箇所及び水防資機材状況一覧表は、市水防計画書に記載のとおりである。
- (3) 水防管理団体の備蓄水防資機材では不足するような緊急事態に対しては、県（日向土木事務所）へ要請するものとする。

第2項 各家庭や職場での物資等の備蓄

市民は、各家庭や職場において、平時から最低3日分、推奨1週間分の生活必需物資（食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等）の備蓄や非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備に努めるものとする。

第3項 民間事業者との物資供給協定の締結

物資流通体系が回復した後、安定して物資が供給されるよう、必要に応じて民間業者と物資提供に関する協定を締結するなど、流通在庫備蓄に努める。

なお、協定に当たっては、対象品目や具体的な連絡手段、輸送方法等についても規定しておく。

また、平時から訓練等を通じて、調達可能な物資の品目や数量の確認を行うとともに、民間事業者等と顔の見える関係を構築し、協定等の実効性を高めることに努める。

第4項 供給体制の整備

市は、必要に応じて被災者に食品の供給が図られるよう、次の事項に留意しその備蓄と供給体制の整備に努める。

- 1 供給の長期化に備え、食品メニューの多様化、適温食の提供、栄養バランスの確保、高齢者・乳幼児・食事制限のある者・病弱者等に配慮した品目（食材の柔らかい物、ミルク等）についても供給・備蓄に努めること。
- 2 米穀の買い受けを円滑に行えるよう、県農産園芸課、農林水産省農産局等との連絡・協力体制の整備を図っておく。
- 3 炊き出しによる食料の供給体制を確立するために、学校給食センター防災倉庫に必要な食料の備蓄や設備の整備を図ること。

第5項 災害対策要員分の備蓄

市は、災害対策要員の必要分として、常時3日分の備蓄を検討する。

第7節 ライフライン確保体制の整備

第1款 上下水道施設の整備

第1項 上水道施設の整備

市は、水道事業危機管理マニュアルに基づき、応急給水体制や応急復旧体制等の整備を図り、関係機関と連携し、災害時において飲料水及び生活用水等を確保するものとする。

また、基幹的施設等の耐震性や安全性を確保するとともに、給水区域のブロック化やグループ化等給水への影響を最小限に抑えられるよう、安全性の高い水道システムを構築し、災害に強い水道づくりを推進するものとする。

- 1 応急給水・復旧体制の整備
- 2 相互応援体制の整備
- 3 基幹的施設の安全性の向上
- 4 安全性の高い水道システムの構築
- 5 給水の安全性の確保

第2項 下水道施設の整備

市は、処理場・ポンプ場・幹線管渠等の根幹的施設について、下水道が有すべき機能を確保できるよう、既設においては段階的に、新設においては建設当初の段階から耐震対策を講じるものとし、耐震対策が十分整わない状況下で被災した場合等においても、最低限の目的を達成するため、暫定的対応に直ちに着手できるよう下水道BCPに基づき対応を図るものとする。

第2款 電力通信施設の整備

電力通信施設は、災害時の迅速かつ的確な情報の収集・伝達並びにパニックの発生防止及び防災関係機関の応急対策に大きな役割を担う施設として重要であるため、災害に強い施設を整備するものとする。

第1項 電力施設の整備

九州電力(株)は、災害による被害を最小限に留めるよう、電力供給施設の災害予防対策を実施する。

1 電力設備の災害予防措置

電気設備（送配電設備、変電設備等）の被害を軽減し、安定した電力供給の確保を図るため、災害別に予防対策を実施する。

- (1) 地震対策
- (2) 津波対策
- (3) 水害対策
- (4) 風害対策
- (5) 塩害対策
- (6) 雷害対策
- (7) 土砂崩れ対策

2 防災業務施設及び設備の整備

- (1) 観測、予報施設及び設備
- (2) 通信連絡施設及び設備

3 災害対策用資機材等の輸送、整備点検

災害に備え、平常時から復旧用資材、工具、消耗品等の確保に努め、災害対策用資機材の輸送計画を作成しておくとともに、車両、舟艇、ヘリコプター等の輸送力の確保にも努める。また、災害対策用資機材等は、常にその数量を把握しておくとともに、入念な整備点検を行い、非常事態に備える。

4 電気事故の防止

災害による断線、電柱の倒壊、破損等による公衆感電事故や電気火災を未然に防止するため、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を利用するほか、パンフレット、チラシ等の配布による広報活動を行う。

第2項 通信施設の整備

西日本電信電話(株)は、施設が被災した場合においても、応急の通信が確保されるよう、災害予防対策を実施する。

1 通信設備の信頼性向上対策

- (1) 中継センターの分散
- (2) 中継伝送路の2ルート化（ループ化）
- (3) 耐震・防風対策
- (4) 停電対策
- (5) 受付呼（104／116／113／115）の分散化
- (6) 通信ケーブルの地中化の推進

2 建物の防災対策

(1) 防火対策

防火シャッター、防火扉を設置し、煙感知器、消火設備を設置している。また、床面、壁面のケーブル孔を不燃材で遮断する等、延焼防止策を講じる。

(2) 防潮対策

高潮、津波、洪水による浸水を防ぐため、立地条件に応じた防水扉や防潮板の設置を講じる。

第8節 交通確保体制の整備

第1款 道路施設の整備

国、県が管理する道路施設については、耐震補強等の推進を要請するほか、市が管理するものについても同様の処置を講じ、災害に強い道路づくりを行う必要がある。

特に、応急対策の中心的役割を果たす避難所や関連施設等へ通ずる道路を避難路とし、周辺の道路及びそれを有機的に連携させる道路と合わせて、優先的に安全性に配慮した整備を実施する。

第1項 道路施設（市、県、九州地方整備局等、西日本高速道路株式会社、県道路公社）

道路管理者は、それぞれの施設整備計画により災害に対する安全性に配慮し、整備を行う。

また、その整備にあたっては、避難所や関連施設等への道路を避難路とし、周辺の道路及びそれを有機的に連携させる道路について、関係機関と連携を図りながら優先的に整備を図る。

1 道路施設の耐震性の向上

- (1) 橋梁等について、落橋防止構造の設置、橋脚補強等を実施する。
- (2) 落石や斜面崩壊等のおそれのある箇所について、落石防止柵、法面保護等の災害防止対策を実施する。

2 道路ネットワークの確保

- (1) 第1次緊急輸送道路については、2車線以上で整備し、円滑な道路交通の確保に努め、第2次緊急輸送道路についても、2車線での整備が当面困難な区間については、離合箇所の設置等円滑な交通の確保に努める。
- (2) 都市の防災拠点間の連絡道路、あるいは避難路の整備を推進する。
- (3) 都市の防災区画を形成する道路の整備を推進する。
- (4) 円滑な消防活動の実施やライフラインの安全性の向上のため、広幅員の歩道等を整備するとともに電線類の地中化を推進する。

3 高速道路のミッシングリンク（未連結区間）の早期整備及び4車線化の整備促進

発災後の避難、救助・救急搬送、救援物資輸送において「命の道」となる九州中央自動車道の早期整備及び東九州自動車道の暫定2車線区間の4車線化を促進する。

第2項 道路防災拠点施設等の整備

1 道の駅の防災機能強化

防災機能を有する道の駅を地域の防災拠点として位置づけ、その機能強化に努める。

2 道路情報提供装置の整備

災害発生時において被害情報の伝達等を行うため、道路情報提供装置の整備を図る。

第2款 鉄道施設の整備

（九州旅客鉄道株式会社）

第1項 鉄道施設

地震災害に伴う被害が予想される土木構造物（高架橋・橋梁・トンネル・土留・切取盛土等）及び電気設備（電力設備・信号保安設備等）の定期的な検査を行い、耐震性及び防災強度を把握し、その機能が低下しているものは、変状原因や機能程度を把握し、補修・補強・取替え等必要な措置を行う。

県内の鉄道施設（日豊本線）の点検・整備拠点及び担当区間

支社	担当課署名	担当駅
宮崎支社	宮崎工務所南延岡工務室（保線）	市棚～都農
	宮崎工務所（保線・電力・信号通信）	都農～五十市
	宮崎工務所南宮崎勤務（土木・建築）	市棚～五十市
	宮崎工務所南宮崎勤務（電力・信号通信）	市棚～都農

第2項 日豊本線における地震観測施設等の整備

鉄道については、必要に応じ独自の地震計を設置し、震度情報に応じて列車の運転規制を行い、二次災害防止に努める。

日豊本線における地震計の設置箇所

地震計設置箇所数（位置）
7（南延岡、南日向、都農、日向新富、宮崎、田野、都城）

第3款 港湾施設の整備

（県、宮崎港湾・空港整備事務所）

第1項 港湾の耐震化の推進

港湾の機能がマヒすることを回避し、緊急物資等の輸送基地等としての機能を確保するため、岸壁や臨港道路等の耐震化を推進する。

1 重要港湾における耐震強化岸壁の整備

県北部における緊急物資等の輸送拠点として、細島港の耐震強化岸壁の整備に続き、細島港が県北部の幹線貨物の輸送拠点として機能するために、国際コンテナターミナルの既設岸壁の耐震強化及び工業港地区複合輸送ターミナルの耐震強化岸壁の整備を図る。

2 港湾における耐震化の推進

重要港湾の耐震強化岸壁へ接続する臨港道路等の耐震化を推進する。

また、各港湾において、岸壁の裏込め材に液状化しにくい材料を使用する等、必要に応じて液状化防止対策を推進する。

3 重要港湾における避難施設の整備

重要港湾細島港においては、港湾の立地・利用企業就労者や港湾利用者の安全を確保するため、避難階段や避難高台等を整備している。

第2項 漁港の耐震化の推進

漁港空間の持つ特性を生かしながら、震災時はもとより市民生活や経済活動の復興にも貢献していくため、緊急物資を受け入れる拠点として、また、被災地の復興支援拠点として国の計画と整合を図りながら整備が行われている。

1 北浦漁港：県北部における輸送・復興支援拠点として、耐震強化岸壁を整備されている。

2 その他拠点漁港：地域の救援物資等の備蓄拠点又は集積拠点として、漁港施設の耐震化を推進されている。

第9節 避難行動要支援体制の整備

第1款 要配慮者に係る安全確保体制等の整備

市及び社会福祉施設等の管理者（以下「施設等管理者」という。）等は、連携を図りつつ、災害から、高齢者、障がい者その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）を守るため、日ごろから避難訓練の実施に取り組む等安全対策の一層の充実を図り、地域における要配慮者の安全確保体制及び福祉支援体制について整備に努めるものとする。

第1項 社会福祉施設等の防災体制の整備

市は、社会福祉施設の防災体制の充実に向けて、施設管理者へ助言指導を行うとともに、社会福祉施設と関係機関団体との連携について調整支援を行うものとする。

また、災害後、社会福祉施設への入所対象者が増加することが考えられることから、その受け入れ等について、社会福祉施設相互間の調整を検討しておくものとする。

施設等管理者は、次の事項について留意し、施設入所者や通所者（以下「施設入所者等」という。）の安全確保体制を整備するものとする。

1 防災組織体制の整備

施設入所者等の避難場所の指定、避難誘導、職員の動員と職務体制等を規定した防災計画をあらかじめ作成しておくこと。

なお、計画は、夜間・昼間・休日等の震災発生にも十分に対応できる計画とすること。

2 緊急応援連絡体制の整備

非常用通報装置を設置する等により、関係機関との通信手段の確保整備に努めるとともに、施設入所者等の避難誘導等に当たって地域住民の協力が得られるよう、地域自治会やボランティア組織等と連携に努めること。

また、施設入所者等の出身世帯との緊急連絡方法についても把握しておくこと。

3 施設の耐震性等の確保

災害時における施設の倒壊等を未然に防止するため、施設の耐震診断を実施し必要に応じ耐震補強工事に努めること。

また、施設内の設備品の倒壊・転落防止についてもその対策を講じておくこと。

4 防災資機材の整備、食品等の備蓄

震災時の電気、水道等のライフラインの寸断に備え、非常用自家発電機、投光機、ポリタンク等の防災資機材の整備、非常食や飲料水等の備蓄に努めること。

5 防災教育、防災訓練の実施

施設入所者等が安全に速やかに避難できるよう、定期的に職員や施設入所者等への防災教育や避難訓練を実施すること。

また、避難訓練においては、消防署、地域住民やボランティア組織等と連携した訓練を実施すること。

6 防災士の資格取得

施設職員の防災士資格取得に努めること。

7 県、市への協力

県又は市が実施する要配慮者に係る防災対策に協力するよう努めること。

第2項 避難行動要支援者の救護体制の整備

要配慮者のうち災害発生時等において、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）に関し、次の事項に留意し体制を整備する。

1 避難行動要支援者の名簿及び個別避難計画

- (1) 市は、福祉部局や防災部局など関係部局の連携の下、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下「避難支援等」という。）を実施するための基礎となる名簿（以下「避難行動要支援者名簿」という。）を作成する。
- (2) 避難行動要支援者名簿に登載する者の範囲は、在宅で生活する者のうち、以下の要件に該当する者とする。
 - ・ 75歳以上の高齢者のみの世帯に属する者
 - ・ 身体障害者手帳1級又は2級の交付を受けている者
 - ・ 療育手帳Aの交付を受けている者
 - ・ 精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている者
 - ・ 介護保険法における要介護度3以上の認定を受けている者
 - ・ 市の障がい福祉サービスを受給している難病患者
 - ・ その他、支援を必要とする者
- (3) 避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。
 - ・ 氏名
 - ・ 生年月日
 - ・ 性別
 - ・ 住所又は居所
 - ・ 電話番号その他の連絡先
 - ・ 避難支援等を必要とする事由
 - ・ 上記に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項
- (4) 市は、避難行動要支援者名簿を作成するに当たり、避難行動要支援者に該当する者を把握するため、市で把握している要介護高齢者や障がい者等の情報を集約するよう努め、難病患者に係る情報等、市で把握していない情報の取得が必要と認められる場合は、県知事その他の者に対して情報提供を求めるものとする。
- (5) 避難行動要支援者の状況は常に変化しうることから、市は避難行動要支援者の把握に努め、名簿を定期的に更新し、名簿情報を最新の状態に保つこととする。
- (6) 災害発生時には、避難行動要支援者本人の同意の有無にかかわらず、当該名簿を効果的に利用し、避難支援等が行われるよう努めるものとする。
- (7) 市は、福祉部局や防災部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、地域住民、NPO等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。
- (8) 個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するよう努める。

- (9) 市は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者に対しても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮を行うものとする。
- (10) 市は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合を図り、また、訓練等により、両計画が一体的に運用されるよう努めるものとする。
- (11) 庁舎の被災等が生じた場合においても、避難行動要支援者名簿及び避難確保計画の活用には支障が生じないよう、名簿情報及び計画情報について適切に管理するものとする。
- (12) 市は、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等に努めるものとする。
- (13) 被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

2 避難支援等関係者への情報提供

- (1) 市は、災害の発生又は災害が発生するおそれのある場合において、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者名簿情報及び個別避難計画情報を提供する。ただし、名簿情報及び計画情報を提供することについて避難行動要支援者本人の同意が得られない場合は、この限りでない。
- (2) 避難支援等関係者となるものは、以下に掲げる団体及び個人とする。
 - ・ 日向警察署
 - ・ 日向市消防本部（消防団）
 - ・ 日向市社会福祉協議会
 - ・ 自治会
 - ・ 自主防災会
 - ・ 日向市民生・児童委員
 - ・ その他、市長が避難支援等関係者と認めた者
- (3) 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の提供に際し、市は避難支援等関係者が適切な情報管理を図るよう、次に掲げる措置を講ずる。
 - ・ 当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供すること。
 - ・ 災害対策基本法に基づき、避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明すること。
 - ・ 避難行動要支援者名簿の提供先に対し、個人情報取り扱いに関する研修を実施すること。
- (4) 避難支援等に際しては、避難支援等関係者本人又は避難支援等関係者の家族等の生命及び身体の安全が確保されていることが大前提であり、避難支援等関係者は、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行う。

3 避難情報等の伝達方法の整備

災害時に避難情報等が適切に伝達されるよう、その伝達方法について緊急通報システムの整備や民生・児童委員、地域住民等の協力を得た伝達等について体制を整備する。

4 相互協力体制の整備

民生・児童委員、避難行動要支援者の近隣住民（自主防災組織等）、避難行動要支援者を対象と

する専門職やボランティア組織等との連携により、避難行動要支援者の安全確保に係る相互協力体制の整備に努める。

5 防災知識の普及・啓発、防災訓練の実施

近隣住民（自主防災組織等）、専門職やボランティア組織等の協力により、避難行動要支援者やその家族を含めた防災訓練の実施に努める。

また、避難行動要支援者に十分配慮したきめ細かな防災行動マニュアルの作成や普及等の啓発を図る。

6 福祉避難所の指定等

市は、介助等の特別な配慮を要する要配慮者を収容するため、福祉避難所を指定するとともに、受け入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、指定する際に受け入れ対象者を特定して公示するほか、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。

また、福祉避難所での生活に資する車いす、ポータブルトイレ、紙おむつ、ストーマ用装具等の生活必需品の備蓄及び要配慮者の避難生活を支援するために必要となる専門的人材の確保等について体制を整備しておく。なお、福祉避難所が不足する場合に備え、指定避難所においても生活相談員等の配置及び福祉避難スペースの確保に努めるものとする。

第2款 外国人に対する防災対策の整備

第1項 外国人の状況の把握

市は、災害時における外国人の安否確認等を迅速に行い円滑な支援ができるように、平常時からその状況の把握に努める。

第2項 外国人への防災知識の普及・啓発

市は、日本語を理解できない外国人のために、外国語による防災に関するパンフレットを作成し、外国人との交流会や外国人雇用事業所等様々な交流機会や受入れ機関等を通じて配布を行い、防災知識の普及・啓発に努める。

第3項 外国人が安心して生活できる環境の整備

1 外国人相談体制の充実

外国人が日常生活の中で抱える様々な問題について、身近なところで気軽に相談し適切なアドバイスを受けられるように、県及び（公財）宮崎県国際交流協会（以下「県国際交流協会」という。）の外国人相談窓口の充実を図り、災害時に対応できる体制づくりに努める。

2 外国人にやさしいまちづくりの促進

市は、避難場所や避難路等の避難施設の案内板について、外国語の併記も含め、その表示とデザインの統一を図る等、外国人にも分かりやすいものを設置するように努める。

また、県及び市は、案内板の表示とデザインの統一化について検討を進める。

3 外国人への行政情報の提供

市は、生活情報や防災情報等の日常生活にかかわる行政情報を外国人に周知するため、広報紙やガイドブック、ラジオ、インターネット等、各種の広報媒体を利用して、多様な言語やひらがな等の分かりやすい言葉・文字（以下「多言語等」という。）による情報提供を行う。

4 外国人と日本人とのネットワークの形成

市は、外国人も日本の地域社会に溶け込み、その一員として地域で協力し合いながら生活できるよう、地域住民との交流会の開催等様々な交流機会の提供を行い、外国人と日本人とのネットワークの形成に努める。

5 語学ボランティアの確保

市は、災害発生時に通訳や翻訳等を行うことにより、外国人との円滑なコミュニケーションの手助けをする語学ボランティアの活動を支援するため、あらかじめ「担当窓口」を設置するとともに、多言語による防災対策対話集等の作成に努める。

第3款 病院入院患者対策の整備

第1項 医療機関防災マニュアルの作成

医療機関に対し、厚生労働省のガイドラインに沿って、各医療機関の実情に応じた防災マニュアルを作成し、災害時における入院患者等の安全な確保が円滑に行われるよう指導する。

第2項 医療機関の受援体制等の整備

医療施設の損壊等により、入院患者等の移送、医師、看護師等の確保、医薬品、医療用資機材等の補給等応援要請がある場合に備え、関係機関に対し、広域的な相互応援及び受援体制の整備についてあらかじめ調整するよう指導する。

第4款 帰宅困難者対策の整備

市は、帰宅困難者の不安を取り除き、社会的混乱を防止するため、関係機関と連携し、避難所に関する情報、道路や鉄道等の交通に関する情報を迅速に提供するほか、帰宅困難者の徒歩帰宅等を支援するため、食料、水、休憩場所の提供や必要な救護、情報提供を行う拠点の確保を図るものとする。

第2章 地域防災力の向上

第1節 市民の防災活動の促進

第1款 防災知識の普及

市及び防災関係機関は、自らの防災力の向上を図るとともに、あらゆる機会を通じて防災知識の普及と防災意識の啓発に努める。

第1項 市民への防災知識の普及

市は、災害の種類や季節等の状況に応じて、「自らの安全を守る行動」「要配慮者に対する配慮」「被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点」「性的マイノリティ等に対する配慮」の必要性など、被災時の実践的な防災知識を身につけた災害に強い住民を育成する。

また、避難先は避難所だけではなく、在宅避難や親戚・知人宅への避難など多様な避難のあり方を啓発するとともに、「災害時は差し迫った危機から命を守ることが最優先」であり、新型コロナウイルス感染症等の感染拡大下であっても避難所への避難を躊躇することがないよう、住民に対して啓発を実施する。

1 市民に対する防災教育

内 容	方 法
・ 自助・共助の理念 ・ 災害に関する知識、事前の備え ・ 災害危険区域に関する知識 ・ 災害発生時にとるべき行動 ・ 食糧・飲料水等の非常持出し品に関すること ・ 災害時の連絡体制、情報収集伝達体制 ・ 指定避難場所・指定避難所に関すること ・ 多様な避難のあり方 ・ 感染症対策 ・ 気象及び予報・警報に関すること ・ 男女共同参画の視点からの災害対応 ・ 性的マイノリティへの配慮 ・ 初期消火方法 ・ 応急手当	・ 自主防災組織の強化 ・ 地域防災訓練の充実 ・ 防災講演会や防災講座の開催 ・ 防災リーダーの育成 ・ 広報紙やパンフレット等による周知 ・ SNSを通じた周知 ・ マスメディアの活用

2 防災リーダーへの専門的な知識の習得

市は、地域防災の要となる、消防団や自主防災会、防災士等に対し、より専門的な知識や技能の習得に向けての講習会等の開催とともに、習得した知識を地域や学校等の訓練の場で発揮できるよう努める。

第2項 教育機関における防災教育の推進

教育機関は、地域コミュニティにおける多様な主体と連携しながら防災に関する教育の充実に努める。

1 児童生徒の防災教育

小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校においては、地域や学校の実情及び児童生徒の発達の段階に応じた体系的な防災教育を行い、生涯にわたり災害発生時に適切な判断や行動選択ができる児童生徒の育成に努める。

指導内容としては、災害時の身体の安全確保の方法、助け合いの重要性、災害のしくみ、防災対策の現状等とし、各教科や道德等の指導内容と関連づけ、防災に関するビデオ教材や自ら考えさせるような体験的な活動を取り入れながら、教育活動全体を通して行う。

また、大災害が発生した場合でも適切な行動がとれるよう、より実践的な避難訓練を実施し、危険予測・危険回避能力の向上に努める。

さらに、防災教育に関するモデル校を選定し、視聴覚教材等を活用しつつ、先導的な防災教育を実践するとともに、教材や教育プログラムの検証を行うことにより効果的な防災教育のあり方を検討する。

この他、学校における自主防災組織等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努めるものとする。

2 教職員の防災教育

教職員に対しては、災害発生に伴う緊急事態に備え、実践的な防災教育や防災管理等のあり方について研修や訓練を実施し、学校現場で組織的かつ的確な対応ができるようにしなければならない。このため教職員向けの参考資料の作成と活用及び管理職や防災教育担当者等の研修会等を通して指導者の資質向上を図る。

第3項 防災要員に対する教育

1 職員に対する防災教育

(1) 基本的な内容

応急対策を実施する職員は、災害に関する豊富な知識と適切な判断力が要求されるため、以下のような内容を基に、防災教育・研修に努める。

- ・ 災害に関する一般的な知識と本市の被害想定
- ・ 職員参集基準と具体的にとるべき行動に関する知識
- ・ 職員等が果たすべき役割と心構え
- ・ 現在講じられている災害対策に関する知識
- ・ 今後災害対策として取り組む必要のある課題

(2) 応急対策活動の習熟

被災者救護活動、情報収集活動、応急復旧活動等の現場活動に従事する職員に対しては、現場での活動を示した応急計画（マニュアル）により対策の周知徹底を図る。

(3) 研修会及び講演会の開催

災害に関する学識経験者、防災機関の担当者、災害を被った自治体の担当者等を講師として招き、研修会、講演会を開催する。また、様々な防災関連の研修、セミナー等に積極的に参加するとともに、総合防災訓練等を通じて防災担当職員の災害対応能力の向上に努める。

2 防災上考慮すべき施設の管理者等の教育

防災上考慮すべき施設とは、危険物等を取り扱う施設やスーパー、大型商業施設等不特定多数の者が出入りする施設等を指し、災害発生時には火災やパニックが発生する危険性が高いところである。

これら施設の管理者に対して、その社会的責任の重大さを認識させ、救出・救助訓練や消火訓練、避難訓練等の継続的实施により、緊急時に対処しうる自衛消防・自主防災体制の強化を図る。

- (1) 防火管理者等に対し、技能講習を含む講習会を実施し、事業所等の災害時における防災体制を強化する。
- (2) 事業所独自あるいは地域単位での随時訓練、講習会等を通じて災害時における行動力を強化する。
- (3) 防火管理者等の自主的研究会、連絡等を通じて防災知識及び防災思想を普及する。
- (4) 災害時における出火防止、初期消火及び避難誘導等必要事項を盛り込んだ防災指導書、パンフレット等を配布する。

第4項 観光客等への広報

市は、現地の地理に不安な観光客やサーファー、出張者等に対して、パンフレットやチラシを配布したり、避難誘導看板を設置したりして、避難対象地区や避難場所、避難経路等についての広報を行うように努める。

第2款 津波に関する知識の普及

県の地震被害想定調査によると、本市の津波による被害が県内では最大となっている。このことから、市は、津波警戒に対する備えと知識の普及を図る。

第1項 市民に対する内容

- 1 津波警報、避難指示等の意味合い
- 2 強い地震（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海浜から離れ、高台等の安全な場所に急いで避難する。
- 3 正しい情報をラジオ、テレビ、携帯電話（緊急速報メールを含む）、無線放送等を通じて入手する。
- 4 地震を感じなくても、津波警報・注意報が発表されたときは、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難する。
- 5 津波注意報でも、海水浴や磯釣りは危険なので行わない。
- 6 津波は繰り返し襲ってくるので、警報、注意報解除までは気を緩めず、海浜部には近づかない。

第2項 船舶に対する内容

- 1 津波対応に当たっては、中・大型船においては港外退避を基本、小型船は港外退避を行わないことが基本となり、船舶流出防止策は時間的余裕が十分ある場合に実施する。
- 2 地震発生後に避難を検討する暇はないことが想定されるため、地震発生後に迅速な避難行動をとることができるよう、船舶の避難を含めた事前の検討と準備を行う。
- 3 地震による揺れを感じた場合は、揺れの大小にかかわらず、直ちに気象庁から発表される正しい情報をテレビ、ラジオ、携帯電話、無線放送等を通じて入手し、津波注意報及び警報の有無を確認する。

- 4 地震を感知した場合に、津波の情報を入手することが困難な場合は、津波が来襲するものとして行動する。また、地震を感じなくても、津波警報・注意報が発表された場合は、基本的に各船の船長により、津波の予報を基に陸上避難又は港外避難について直ちに判断を行い、安全が確認されるまで措置を継続する。
- 5 中型船や大型船は、一時的な衣食住の確保が可能なことや、被災地から避難できる避難所的役割を併せ持つことから、陸上へ避難する余裕がない場合等は船舶への避難も検討する。

第3款 災害教訓の伝承

第1項 各種資料の収集・整理

市は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く住民が閲覧できるよう公開に努める。

また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

第2項 災害教訓の伝承

市民は、自ら災害教訓の伝承に努める。

市は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援する。

第2節 自主防災組織等の育成・強化

第1款 自主防災活動の支援

市は、自主防災組織の育成・強化、企業防災活動の推進及び災害ボランティア活動の環境整備を図り、消防団とこれらの組織との連携を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図る。また、地域防災の核となるリーダーの育成とともに、女性の参画と多様な世代が訓練に参加できるような環境を整備し、市民の自発的な防災活動を促進するものとする。

第1項 自主防災組織の活動支援

市は、防災に関する地域課題の解決に向け、自主防災会連絡協議会と連携し、各自主防災会の組織強化と活動を支援するものとする。

また、事業所の防災組織等、地域内の多様な主体との連携を図り、地域防災力の強化を図っていく。

1 自主防災活動の啓発支援

市は、防災講演会や研修会の開催、パンフレットを通じ、広く市民に自主防災組織の活動の重要性や役割を啓発するものとする。

自主防災組織の活動内容

平常時	発災時
① 要配慮者を含めた地域住民のコミュニティの醸成 ② 日ごろの備え及び災害時の的確な行動等に関する防災知識の普及 ③ 情報収集・伝達、初期消火、避難及び救出・救護等の防災訓練の実施 ④ 消火用資機材及び応急手当用医薬品等の防災用資機材の整備・点検等 ⑤ 地域の災害危険性の把握や避難場所・避難経路の周知等	① 初期消火の実施 ② 情報の収集・伝達 ③ 救出・救護の実施及び協力 ④ 集団避難の実施 ⑤ 炊き出し及び救助物資の分配に対する協力 ⑥ 要配慮者の安全確保 ⑦ 避難所の自主的な運営等

2 資機材等の整備充実

市は、各助成事業を活用し、各自主防災会の資機材の整備充実を図るものとする。

3 情報交換会の実施

市は、自主防災会連絡協議会の中で、各自主防災会における活動事例や災害対応の紹介等、情報交換や交流ができる場を設けるものとする。

第2項 消防団との連携

市は、消防団の各種大会や訓練、行事等を通じて連携を深めるとともに、団員の結束力の強化に努めるものとする。

第3項 防災リーダーの育成支援

1 防災士の育成支援

市は、地域防災のリーダーとなる防災士の育成を支援し、資格取得後は、自主防災会と一体となって、地域訓練や災害対応の充実を図るものとする。

2 防災士ネットワークとの連携

市は、宮崎県防災士ネットワーク日向支部と連携し、市総合防災訓練や学校等の訓練において、簡易担架作成指導等の市民体験型訓練を実施するものとする。

第2款 地区防災計画作成の支援

市地域防災計画には、地区内の居住者及び事業者が共同して行う防災訓練、防災活動に必要な物資及び資材の備蓄等に関する計画（以下、「地区防災計画」という。）について定めることができる。

市は、地域コミュニティにおける共助による防災活動を推進するため、各地区の特性（自然特性・社会特性）や想定される災害等に応じた地区防災計画の作成を支援する。

第1項 地区防災計画の作成するための基本方針（目的）

- 1 平常時及び災害時における地域防災力を高めることにより、地域コミュニティを維持・活性化すること。
- 2 これらを実現するために、地域に暮らす住民一人ひとりが協力して防災活動をはじめとした協力体制を構築する。
- 3 平時から関係する団体と地域が一体となって、目標に向けて連携体制を構築する。

第2項 地区防災計画の作成手順

- 1 国の示す地区防災計画ガイドラインや、日向市版「地区防災計画の手引」を参考に、自主防災会を中心として、消防団や各種地域団体が協力し、地区の計画に必要な全体像を掴む。
- 2 各地区の災害特性等を把握
 - (1) 過去の災害事例を踏まえた想定される災害
 - (2) 地域の社会特性（高齢化の状況、道路寸断により孤立する箇所等）
 - (3) 自治公民館倉庫等に備蓄する物資や資機材
- 3 平常時の活動と他団体との連携
- 4 災害直前の対策
- 5 災害時の対策
- 6 災害復旧・復興への対策
- 7 実践と検証
- 8 個別避難計画との整合

第3項 計画の見直し

各地区では、地区防災計画に沿った訓練や活動等を実施し、必要に応じて検証や見直しを行い、総合的な地域の防災力向上を目指すものとする。

第4項 計画作成済みの地区

地区防災計画作成済みの地区を資料編にて示す。

第3款 事業所防災活動の推進

第1項 事業所の防災活動の推進

事業所は、その社会的責任を自覚し、事業所防災体制の充実・強化に努めるとともに、地域社会の一構成員として、地域の自主防災組織や学校、福祉施設等と相互に協力・連携できる体制を整備するものとする。また、災害応急対策又は災害復旧に必要な物資若しくは資機材等の供給等を業とする企業は、市が実施する防災に関する施策（協定締結や防災訓練の実施等）への協力に努めるものとする。

第2項 防火管理体制の強化

学校・病院・スーパー等多数の人が出入りする施設について、施設管理者は消防法第8条の規定により防火管理者を選任し、消防計画の作成、各種訓練の実施、消防用設備等の点検及び整備等を行うことになっていることから、消防機関は出火の防止、初期消火体制の強化等を指導するものとする。

第3項 危険物等施設及び高圧ガス関係事業者等の防災組織

危険物等施設は、災害が発生した場合、周囲に及ぼす影響が大きいことから、事業所の自主防災体制の強化及び相互間の応援体制を確立するものとする。

第4項 地震防災に関する対策計画の作成

「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」による「南海トラフ地震防災対策推進地域」の指定を受けたことにより、市内における不特定かつ多数の者が出入りする施設の管理者は、対策計画を作成するものとする。

第4款 自主防災組織、住民、事業所の防災訓練の実施

第1項 自主防災組織等における訓練

各自主防災組織等は、地域住民の防災行動力の強化、防災意識の向上、組織活動の習熟及び関連防災機関との連携を図るため、市及び消防署等の指導のもと、地域の事業所とも協調して、年1回以上の組織的な訓練を実施するよう努めるものとする。

訓練種目は、災害図上訓練（DIG）、初期消火訓練、応急救護訓練、避難訓練及び高齢者・身体障がい者等安全確保訓練、避難所運営訓練等を主として行う。

また、自主防災組織等からの指導協力の要請を受けた防災関係機関は、関連する諸機関との連携を取り、積極的に自主防災組織等の活動を支援するものとする。

第2項 住民の訓練参加

住民一人一人の災害時の行動の重要性を考慮して、県及び市をはじめ防災関係機関は、防災訓練に際して要配慮者を含め広く住民の参加を求め、住民の防災知識の普及啓発、防災意識の高揚及び防災行動力の強化に努めるものとする。

また、市民は、防災対策の重要性を理解し、各種の防災訓練への積極的・主体的な参加、防災教育施設での体験訓練、家庭での防災についての話し合いの実施等の災害に備える活動を継続的に実施するよう努めるものとする。

第3項 事業所（防火管理者）における訓練

市内の学校、病院、工場、事業所、スーパーその他消防法で定められた防火対象物の防火管理者は、その定める消防計画に基づき、消火・通報及び避難訓練を定期的実施するものとする。

また、地域の一員として、市、消防署及び地域の防災組織の行う防災訓練にも積極的に参加し、事業所の特性に応じた防災対策行動により地域に貢献するよう努めるものとする。

第5款 ボランティアの環境整備

市は、災害時において災害ボランティア活動が円滑に行われるよう、その自主性を尊重しつつ、その活動環境の整備を図るものとする。

また、災害支援組織（ボランティア団体・NPO等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図るものとする。市は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、災害ボランティアセンターを運営する者（日向社会福祉協議会等）との役割分担等を定めるよう努めるものとする。

第1項 ボランティア活動促進の環境整備

1 市の役割

市は、災害時及び復旧期におけるボランティア活動を支援するため、あらかじめボランティアの総合窓口を設置するとともに、専門的な活動分野については、関係部局が担当窓口となり調整を行うものとする。また、防災ボランティアの活動環境として、活動分野の異なるボランティア間の連携を協議する連絡会を設置して、ボランティアの平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練を通し、円滑な運営・協力体制の構築に努めるものとする。

2 日向市社会福祉協議会の役割

日向市社会福祉協議会は、災害時におけるボランティア活動の「受入れ窓口」として「災害ボランティアセンター」を設置することとし、その活動が円滑に行われるよう、あらかじめその機能を整備するものとする。

(1) ボランティア活動の拠点

災害ボランティアセンターの設置予定場所	日向市社会福祉協議会 日向市社会福祉協議会東郷支所
---------------------	------------------------------

※ 当該施設が被災等によって使用できない場合は、市災害対策本部と協議の上、他の場所に設置する。この場合において、市外のボランティアに分かりやすく、駐車場があり、ライフラインが早期に復旧できそうな場所等を考慮する。

(2) 災害ボランティアセンターの活動内容

- ①被災者のニーズ調査
- ②被災者やボランティアからの相談受付
- ③要配慮者への支援
 - ・ボランティア活動希望者の派遣
 - ・ボランティア活動プログラムの策定と提供
 - ・ボランティア活動支援のための資金と機材の募集、確保、提供
- ④被災者やボランティアに対する情報提供
- ⑤各関係機関・団体との連絡調整
- ⑥その他、ボランティアセンターの活動に必要な業務

第2項 ボランティアの養成・登録等

日向市社会福祉協議会は、災害時のボランティア活動希望者の登録を受け付けるとともに、災害時におけるボランティア活動を円滑に行うため、市と連携し、平時から活動分野の異なるボランティア間との関係づくりに努め、広く住民を対象としたボランティア活動の普及啓発及び災害ボランティアセンターの運営訓練を行う等、災害時の支援や対応についての研修を実施するものとする。

第3項 補償制度の啓発

既存のボランティア保険の活用等を啓発していく。

第4項 ボランティア活動環境の整備

1 ボランティアの活動拠点の整備

日向市社会福祉協議会は、災害発生時に、迅速・的確に防災ボランティアセンターが開設できるようあらかじめ設置場所の整備を行うとともに、情報通信手段となる非常用電話、FAX、パソコン等通信機器等の資機材の整備を進めることとする。

2 「災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル」の策定

日向市社会福祉協議会は、防災関係機関等と連携しながら、「災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル」の策定に努めるものとする。

3 災害廃棄物の処理体制の整備

日向市社会福祉協議会は、市と被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するとともに、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、災害ボランティア活動の環境整備に努める。

また、県及び市は、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努めるとともに、災害廃棄物に関する情報の周知に努める。

第5項 学校におけるボランティアの育成

児童生徒については、日ごろから教育活動の中で、ボランティア精神の醸成を図り、災害への対応、被災者への対応の仕方について指導しておくものとする。

活動の内容としては、被災者に対する支援、医療救護活動に関する簡単な補助、食料や物資の運搬・配布等が考えられるが、学校の実態や個々の能力に配慮しながら主体的に活動に参加させるものとする。

第6項 地域安全活動ボランティアの体制整備

1 地域安全活動の推進体制の整備

大規模災害時にあつては、いわゆる震災泥棒や悪質商法等の発生等、市民の平穏で安全な生活環境を脅かす状況が想定される。このため、平常時から、高齢者世帯等への見守り活動、地域の安全パトロール活動等の支援体制を防犯協会、警察、市、社会福祉協議会が一体となって推進する。

2 地域安全活動ボランティアの育成

地域安全活動を行うボランティアを養成するため、市社会福祉協議会と連携して、地域安全活動ボランティアの登録を進めるとともに、研修会や防災ボランティア活動訓練を実施する。

平常時の主な地域安全活動	災害時の主な地域安全活動
(1) 災害時の避難場所や避難経路の確認と、高齢者や障がい者等要配慮者世帯に対する周知活動 (2) 危険箇所の点検活動 (3) 地域安全意識の高揚を目的とした地域安全活動研修会の開催 (4) 地域でのパトロール活動 (5) 地域安全ニュース等による情報提供活動等	(1) 地域での安全パトロール活動 (2) 避難所の設置箇所や事件事故の発生状況等地域での安全な生活のため必要な情報提供活動 (3) 高齢者等の要配慮者宅訪問 (4) 防犯灯・街路灯の損壊により犯罪・事故等のおそれのある新たな危険箇所の確認活動 (5) 防犯協会の防犯資機材や各地から寄せられる救援物資の配分協力活動等

第3章 災害に強い地域づくりの推進

いかなる大規模災害が発生しても、人命の保護が最大限図られ、様々な重要機能が機能不全に陥らず迅速な復旧・復興を可能とするため、国土強靱化を推進するものとする。

第1節 都市の防災機能の強化

第1款 都市防災構造の強化

市は、災害時の市民の生命及び財産の保護を図るため、都市防災に関する総合的な対策を推進し、安心して住めるまちづくりを推進するものとする。

第1項 防災空間の確保

地震に強い都市づくりを進めるために不可欠である防災空間を確保するため、これらを形成する道路、公園、河川等の根幹的な公共施設の整備を推進する。

1 緑地保全地域等の指定

都市における災害の防止に必要な遮断地帯、緩衝地帯又は避難地帯として適切な形態を有する緑地等については、都市緑地法に基づき緑地保全地域等を指定し保存に努める。

2 延焼遮断空間を形成する公園や道路等の整備の推進

同時多発的な火災に対応する延焼遮断空間を確保するため、幹線道路、都市公園、防災遮断緑地、河川等の整備や建築物のセットバック、都市の不燃化構造の推進等を図る。

3 防災通路や避難路となる道路の整備の推進

災害時の緊急活動を支える幹線道路の整備や円滑な避難を確保するための避難路となる道路（国道・県道・市道）の整備を推進する。

4 防災拠点や避難地となる都市公園、緑地の整備の推進

防災拠点や避難地となる都市公園、緑地等の整備を推進するとともに、防災機能を強化するため災害応急対策施設の整備を推進し、公園の防災機能の一層の充実を図る。

5 消防活動空間確保のための街路整備

基盤未整備な市街地においては、火災延焼の可能性が高いだけでなく、消防車両が進入できない道路が多いため消防活動の困難性が特徴としてあげられる。このため、これらの区域の解消に資する道路の計画的な整備を推進及び検討する。

第2項 都市の再開発等の推進

市街地の同時多発的な火災への対処等のため、木造密集市街地の延焼拡大等により他に大きな被害を及ぼす危険性の高い地域について、土地区画整理事業、市街地再開発事業、密集住宅市街地整備促進事業等の面的な整備を推進する。

1 土地区画整理事業の推進

市は、既成市街地及びその周辺部のスプロール化を防止し、健全な市街地の形成を図るとともに、道路・公園等の生活基盤施設と住宅地を一体的に整備することにより、都市災害の防止を図ることとする。

第2款 建築物の安全性の強化

災害による建築物の被害を最小限に抑え、市民の生命、財産等を保護するため、建築物の耐震化・不燃化及び液状化対策を推進していくものとする。

第1項 建築物の耐震・液状化対策

1 既存建築物の耐震診断・耐震改修の促進

(1) 応急危険度判定体制の確立

県は、「宮崎県地震被災建築物応急危険度判定士登録制度要綱」に基づき応急危険度判定を行う宮崎県地震被災建築物応急危険度判定士（以下「判定士」という。）の確保を図る。

市は、震災時に迅速な応急危険度判定活動を行うため、判定士の連絡・動員のための応援要請体制の整備を図る。

(2) 広報活動等

建築技術者及び建築物所有者等を対象に、建築物の耐震化に関する意識啓発を目的とした講習会を開催する。これに併せて市民等の耐震診断等に関する相談窓口を開設するとともに、広報活動を展開する。

(3) 所有者等への指導等

現行の耐震基準に適合しない建築物の所有者等を対象とし、耐震診断を行い、必要に応じ耐震改修に努めるように指導・助言を行う。

(4) 木造住宅の耐震化に対する支援等

木造住宅の耐震診断・耐震補強設計及び耐震改修工事に対する補助制度の活用促進や国の耐震改修促進税制の周知を行うとともに、その他、建築士等の第三者によるアドバイス等の推進、事業者情報等の情報提供を行う。

2 建築物の落下物対策の推進

(1) 建築物の落下物防止対策

市は、建築物の窓ガラス、看板等落下物の危険防止対策を推進する。

- ① 繁華街等の道路沿いにある3階建以上の建築物を対象に落下物の実態把握
- ② 落下のおそれのある建築物に対しての修繕指導
- ③ 窓ガラス、看板等の落下物防止対策の啓発

(2) ブロック塀の倒壊防止対策

市は、地震によるブロック塀（石塀を含む。）の倒壊防止対策を推進する。

- ① 通学路及び避難路等におけるブロック塀の倒壊危険箇所の把握
- ② ブロック塀の倒壊防止対策の啓発
- ③ ブロック塀設置時における建築指導
- ④ 危険ブロック塀に対しての造り替えや生垣化等の奨励

(3) 建築物の地震対策の促進

天井材の落下等の非構造部材による被害の軽減や、エレベーター内閉じ込め防止対策等についても施設管理者等へ助言を行い、必要な対策を促進する。

また、災害の拡大や二次災害の防止のため、市は、平常時より災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努める。

3 建築物の液状化対策

地震被害想定調査においては、液状化による建築物の倒壊被害が大きく想定されている。建築物の液状化対策としては、主に液状化現象の発生そのものを阻止するための対策と、液状化現象の発生を前提とした構造的な対策がある。

なお、それぞれの工法の概要は以下のとおりであり、構造計算書の添付が義務付けられている建築物については、確認申請時に指導していく。

■ 液状化現象の発生を前提とした構造的な対策

①木造建築物	・ 基礎を一体の鉄筋コンクリート造とする ・ アンカーボルトの適正な施工 ・ 上部構造部分の剛性の確保 ・ 荷重偏在を回避する建築計画 ・ 屋根の軽量化
②鉄筋コンクリート造建築物	・ 支持杭基礎工法 ・ 地階を設ける方法 ・ 面的に広がりの建築計画 ・ 地中梁等基礎部分の耐力及び剛性の確保
③コンクリートブロック造	・ 法令等の技術基準の履行 ・ 基礎を底盤幅の大きい逆T字形の鉄筋コンクリート造りとし、丈を大きく、根入れを深くする。

4 防災上の重要施設の耐震対策

(1) 防災重要建築物の指定

市所有の公共施設及び防災関係施設の中で、災害応急対策実施上の重要性、有効性、地域特性等を考慮し、防災上の重要建築物を次のとおり指定する。

■ 防災重要建築物

施 設 名	防災上の主な機能	建 築 年	構 造	備 考
日向市役所	災害対策本部	H30	RC－ 4 F	
消防本部(消防団本部) 南分遣所 東郷分遣所	消防・救急 ・救助拠点	S61 R 2 H21	RC－ 3 F S－ 1 F W－ 1 F	
日向市文化交流センター 日向市東郷公民館	支援物資輸送拠点	H 1 H12	SRC－ 3 F W－ 1 F	
東郷総合支所	東郷対策本部	S37	RC－ 3 F	
細島支所 岩脇支所 美々津支所	対策本部支部	H12 H11 S47・H10	S－ 1 F RC－ 2 F S－ 2 F	
各小学校、中学校	避難施設、救護所			

(2) 市及び防災上重要な施設の管理者による施設の耐震化

市及び病院、学校、不特定多数者利用施設等の防災上重要な施設の管理者は、国が行っている耐震化事業に準じ、数値目標等を設定する等して、耐震診断及び耐震補強工事を計画的に推進する。

(3) 耐震診断が義務付けられた建築物の所有者等による施設の耐震化

「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（以下「耐震改修促進法」という。）に基づき耐震診断が義務付けられた建築物の所有者等は、耐震診断の結果、補強が必要と判定された場合は、耐震補強工事を計画的に推進するものとする。

(4) 不特定多数の者が利用する建築物等の所有者等による施設の耐震化

市は、耐震改修促進法を的確に施行し、次の建築物所有者等に対し、耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言を行う。

① 耐震改修促進法に基づき耐震診断が義務づけられた建築物の所有者

② 耐震改修促進法に基づき、防災上重要な建築物、不特定多数の者又は避難に際しての要配慮者が利用する建築物、危険物貯蔵施設並びに倒壊により避難路の幅員の半分以上をふさぐ高さの建築物で、一定規模かつ地震に対する安全性が明らかでないものの所有者

(5) 施設の応急復旧に備えた体制・資機材等の整備

市及び防災上重要な施設の管理者は、それぞれの所管する施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うためあらかじめ体制・資機材を整備するものとする。

特に、人命にかかわる重要施設に対しては、早期に復旧できるよう体制等を強化するよう努めるものとする。

第2項 建築物の不燃化の促進

1 防火・準防火地域の指定

市は、建築物が密集している等火災により多くの被害が生じるおそれのある地域において、防火地域及び準防火地域の指定を行い、耐火建築物又は準耐火建築物の建築を促進する。

2 屋根不燃化区域の指定

市は、防火・準防火地域以外の市街地における木造等の建築物の延焼火災を防止するため、建築基準法に基づき屋根を不燃材料で造り又はふかなければならない区域について、用途地域の見直しと連動して指定を行う。

3 建築物の防火の推進

市は、建築物の新築や増改築の際に建築基準法に基づき防火の指導を行うとともに、既存建築物については、特に大規模建築物や不特定多数の人が使用する建築物を中心に、建築基準法に基づき防火上・避難上の各種改善指導を行う。

また、消防機関は、防火対象物定期点検報告制度等に基づき各種改善指導を行う。

(1) 建築物の定期報告

建築基準法に基づき、特定建築物等について定期報告を行わせ、維持保全、防災避難等について安全の確保を図るものとする。

(2) 住宅用火災警報器の設置促進

火災の早期発見及び拡大防止のため、日向市火災予防条例に基づき、全ての住宅に住宅用火災警報器の設置を促進するものとする。

(3) 融資利用の促進

地すべり、がけ崩れ等により人体、生命に危険を及ぼすおそれがあると地方公共団体の長が認める地域内に居住している者が、危険地域外に移転する場合の住宅の新築並びに建築基準法第10条の規定により、特定行政庁から住宅の除却、移転又は改築の命令の予告通知を受けた者が移転する住宅の新築又は改良については、その費用について住宅金融公庫の特別融資がなされるため、該当者について融資利用を促進することによって安全化を図るものとする。

(4) がけ地近接等危険住宅移転事業

がけ地の崩壊等により、住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域について、危険住宅の移転を行う者を対象として、補助金を交付する市に対して国と県が必要な助成を行う制度である。急傾斜地崩壊防止対策と併せて、これを促進し住民の生命の安全を図るものとする。

第3項 災害危険区域の指定

県及び市は、建築基準法に基づく災害危険区域を指定し、その区域内における建築に関する制限について条例で定める。

第4項 重要施設の安全性確保

不特定多数の者が利用する建築物並びに学校及び医療機関等の応急対策上重要な建築物について、風水害に対する安全性の確保に特に配慮する。

第3款 地盤災害防止対策の推進

地震による被害を未然に防止するには、その土地の地盤、地形を十分に理解し、災害に対する強さに適した土地利用を行う必要がある。また、災害危険度の高い場所については、災害防除のための対策を実施して、住民の生命、財産の保全に努めるものとする。

第1項 土地利用の適正誘導

安全を重視した総合的な土地利用の確保を図る。基本的には、土地基本法の基本理念を踏まえ、国土利用計画法に基づく国土利用計画、土地利用基本計画、さらに都市計画法、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下「土砂災害防止法」という。）等の各種個別法令等により、適正かつ安全な土地利用への誘導規制を図る。

第2項 土砂災害防止対策の推進

1 警戒避難体制の整備

市は、土砂災害警戒区域の指定があったときは、地域防災計画において当該区域ごとに土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発令及び伝達、避難、救助その他土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項について定める。

2 応急対策用資機材の備蓄

市は、地震により発生した亀裂の拡大や雨水の浸透を防止するために必要な資機材の整備に努めるものとする。

第3項 造成地災害防止対策の推進

1 災害防止に関する指導、監督

造成地に発生する災害の防止は、都市計画法及び建築基準法においてそれぞれ規定されている開発行為許可、建築確認等の審査並びに当該工事の施工に対する指導、監督を通じて行う。

2 災害防止に関する指導基準

(1) 災害危険度の高い区域

砂防指定地、地すべり防止区域及び急傾斜地崩壊危険区域の各区域内の土地については、都市計画法に基づき、原則として開発計画を認めない。

(2) 人工がけ面の安全措置

宅地造成により生ずる人工がけ面は、その高さ、勾配及び土質に応じ、擁壁の設置等の安全措置を講ずる。

(3) 軟弱地盤の改良

宅地造成をしようとする土地の地盤が軟弱である場合は、地盤改良を行う。

(4) 液状化対策

宅地造成をしようとする土地の地盤が液状化する可能性がある場合は、地盤改良等の液状化対策を講ずる。

第4項 液状化対策の推進

1 液状化現象の調査研究

市は、大学や各種研究機関において実施される液状化現象に関する成果を踏まえ、当該地域における危険度分布予測をはじめとする調査研究を実施し、その結果を普及していくものとする。

2 液状化対策の推進

液状化対策は、地盤改良による工法や構造物で対処する工法等がある。市は、これらの対策の推進に努める。

3 液状化ハザードマップの作成・公表

市は、液状化の危険を示した液状化ハザードマップを作成・公表するよう努めるものとする。

第4款 海岸・河川・ため池・ダム等の整備と管理

県による被害想定調査においては、河川・ため池等施設の破堤による被害が想定されているため、これらの施設の耐震点検及び各種整備を行い、安全性を確保する必要がある。国、県が管理するものについては、耐震補強等の推進を要請するほか、市が管理するものについても同様の処置を講じ、防災対策に努めるものとする。

第1項 海岸・河川施設の整備と管理

1 海岸保全施設

海岸保全施設の地震に対する安全性を確保するため、点検要領等により定期的に点検を実施し、その結果に基づき設計指針等により緊急性の高い箇所から計画的・重点的な耐震性確保に努める。

2 河川施設

(1) 施設点検、耐震性の強化

国が示す耐震点検要領等に基づき河川管理施設の耐震点検を実施し、被害の程度及び市街地の浸水による二次災害の危険度を考慮した耐震補強に努めるとともに内水排除用ポンプ車等の確保についても検討する。

(2) 水門、樋門、排水機場等の河川管理施設及び許可工作物における管理体制整備

災害時に一貫した管理がとれるよう操作マニュアルの作成、関係機関との連絡体制の確立等管理体制の整備、徹底を図る。

(3) 防災体制等の整備

河川、ダム情報等のテレメーターシステムを整備し、地震発生時における的確な情報収集と迅速な対応ができるような体制整備を行うとともに、地震発生後に予想される河川区域使用の要請について基本的な対応方針を定めておく。

第2項 ため池・ダムの整備と管理

1 ため池

ため池の所有者や管理者は、ため池の機能が十分発揮されるよう適正な管理に努める。

市は、決壊等により人命、人家、公共施設等に被害を及ぼすおそれのある防災重点ため池について、ハザードマップを作成し、ため池設備の劣化状況評価及び地震・豪雨耐性評価を行い、防災工事を推進する。

2 ダム

ダム管理者は、主要なダムについて地震計を設置し、情報収集の迅速化と正確化を進め、的確なダム管理に努める。

なお、地震発生後のダムの臨時点検及び情報伝達については、「地震後のダム臨時点検要領」に基づいて、迅速かつ的確に実施されるよう徹底を図る。

第2節 地震・津波災害予防対策

第1款 津波防災地域づくりの推進

第1項 推進計画の作成

市は、地震・津波に強い地域づくりを推進するため、「津波防災地域づくりに関する法律」（平成23年12月14日法律第123号）に基づき作成した、「日向市津波防災地域づくり推進計画」に従って事業を推進する。

第2項 津波監視体制の整備

市は、震度4以上の地震を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、テレビ・ラジオ等放送機関を通じ発表される津波に関する情報を入手する。

津波による浸水が発生すると判断した場合は、速やかに海浜にある者、海岸付近の住民等に避難のための立ち退きを指示し、生命、身体の安全を図るものとする。

また、あらかじめ定めておく監視場所、監視担当者により安全性を確保して津波監視を行う。この場合において、次の事項について津波監視体制の整備を図り、地域防災計画に監視場所、監視者、監視情報の伝達方法をあらかじめ定めるよう努めるものとする。

1 海上からの監視

航行中の船舶及び出漁中の船舶等にあつては、異常な海象等を発見した場合には速やかに無線等で海岸局へ通報するものとする。

2 陸上からの監視

(1) 陸上からの監視

津波監視場所は、監視者の安全性を確保の上、過去の津波記録等を勘案し、津波の早期発見に適した場所に設定する。海岸近くの低地での監視は行わないものとする。

(2) 津波監視担当者の選任

地震発生後速やかに津波監視を開始できる者を津波監視担当者として選任するものとする。

(3) 遠方監視設備等の導入

地震発生直後からの潮位等海面の変化を監視するための遠方監視設備（監視カメラ等）の導入に努めるものとする。

第3項 緊急地震速報の伝達のための体制等の整備

市は、迅速な緊急地震速報の伝達のため、その伝達体制及び設備の充実を図るよう努める。

第4項 津波に関する情報の迅速な伝達体制の整備

津波に関する情報をより速く伝達して、素早く待避・避難できる体制を準備することが人的被害を防ぐうえで特に重要であり、沿岸地域住民、海浜来場者、船舶関係者等に対する伝達体制を整えておく。

1 津波に関する情報の伝達の迅速化・確実化

市は、住民等に対し津波に関する情報の伝達手段として、同報無線の整備を促進するとともに、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、サイレン、半鐘等多様な手段を確保し、迅速な避難行動がとれるよう避難経路、避難場所の周知を図る。また、多数の人出が予想される海岸及び港湾の管理者に対し、レジャー客、水産事業者及び港湾労働者等への情報伝達体制を確立する。

2 津波フラッグの導入

市は、大津波警報、津波警報、津波注意報が発表されたことを、海水浴客やサーファー等の利用者に対して知らせる取り組みとして、津波フラッグ（赤と白の格子模様の旗）の導入を図るものとする。

第5項 津波ハザードマップの周知及び立地適正化の推進

市は、県が作成した津波浸水予測図を基に、浸水想定区域、避難場所、避難路、地盤標高、建物の高さを表示した津波ハザードマップの整備を行い、住民等に周知するものとする。また、都市再生特別措置法に基づき、人口減少・高齢社会に対応した持続可能な都市形成と都市防災の更なる推進のため必要な事項を定めた「日向市立地適正化計画」を推進し、ハザードエリアにおける適正な土地利用を促進する。

第6項 津波に対する防災訓練

市は、津波による被害を防止するため、迅速かつ的確な情報のもとで避難活動が行えるよう、定期的な防災訓練を夜間等様々な条件に配慮し、住民の津波発生時の避難行動、基本的な防災資機材の操作方法等の熟知を図るものとする。特に、個人による自主避難行動が重要であることから、その啓発に努めるものとする。

1 住民の防災訓練

津波による被害のおそれのある地域の住民については、日常から避難場所、避難経路を周知させるとともに、地域住民による自主防災組織等の組織化を図るものとする。

2 教育施設での訓練等

- (1) 教育施設においては、日常の教育で避難場所や避難方法等の周知を図るとともに、津波発生時に適切な判断や行動選択ができるよう、必要に応じて地域住民や関係機関と連携しながら、定期的に防災訓練を行う。
- (2) 野外活動中における津波発生に備え、避難場所や避難経路等の事前確認や事前指導、発生時における引率者の具体的な対応について周知徹底を図るものとする。

3 要配慮者及び医療施設での安全確保

- (1) 医療施設等は、基本的に津波に対して安全な場所を確保するほか、施設並びに関係機関を含めた防災組織の組織化を図り、万一の場合に備えた避難訓練を行うものとする。
- (2) 市は、高齢者、障がい者等の安全確保のために、防災関係機関、地域住民及び自主防災組織等の協力を得た避難訓練を行う。

4 船舶等の安全確保

宮崎海上保安部、市及び県は、船舶及び海洋レジャー関係者等の避難活動が迅速適切に行われるよう、総合防災訓練等の実施に併せ、あるいは独自に船舶等の避難訓練を実施し、津波来襲時における船舶等の避難の時期及び避難方法等について周知啓発に努める。

第2款 地震防災緊急事業の推進

地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備を促進するため、「地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）」に基づく地震防災緊急事業五箇年計画に従って事業を推進する。

第1項 地震防災緊急事業五箇年計画事業の推進

1 事業の趣旨等

地震防災対策特別措置法第2条では、知事は人口や産業の集積等の社会的条件、地勢等の自然条件を総合的に勘案し、地震により著しい被害が発生すると見込まれる地区について「地震防災緊急事業五箇年計画」を作成することができると定められている。

第1次	平成8年度～平成12年度
第2次	平成13年度～平成17年度
第3次	平成18年度～平成22年度
第4次	平成23年度～平成27年度
第5次	平成28年度～令和2年度
第6次	令和3年度～令和7年度

2 市の事業計画

市は、第6次地震防災緊急事業五箇年計画に基づき、次の事業を推進する。

2号 避難路

事業の概要	整備年度
高砂通線	令和3年度～令和7年度

3号 消防用施設

整備年度(予定)

区分	詳細	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	計
消防	災害対応特殊救急自動車	1	2		1	1	5
	高度救命処置用資機材	1	2		1	1	5
	水槽付消防ポンプ自動車			1			1
	化学消防ポンプ自動車					1	1
	高機能消防指令センター			1			1
	消防デジタル無線整備					1	1
	耐震性貯水槽（40t）				2		2
	消防団車両		3	3	2	2	10
	消防団小型動力ポンプ		2	1	1	2	6
	消防団用資機材等（一式）	1	1	1	1	1	5
	消防団拠点施設（機庫）	1		1		1	3

9-1号 公立小中学校（校舎）

事業の概要	整備年度
細島小学校改築事業	令和3年度

11号 公的建造物

事業の概要	整備年度
東郷体育館耐震化事業	令和6年度～令和7年度

14号 地域防災拠点施設

事業の概要	整備年度
大王谷運動公園 緑地等	令和5年度～令和7年度
日向市総合体育館整備	

第3節 風水害予防対策

第1款 水害予防対策の推進

市及び関係機関は、台風や集中豪雨による風水害の発生に備えるため、河川整備等のハード対策とともに、警戒避難体制等のソフト対策の充実に努めるものとする。

第1項 減災協議会等の設置

水害については、気候変動による影響を踏まえ、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として、県・市町村、河川国道事務所が組織する「大規模氾濫等減災協議会」や「流域治水協議会」等を活用し、国、県、市町村、水防管理者に加え、ダム管理者等の集水域を含めた流域全体のあらゆる関係者が協働し、「流域治水」の取組を推進するため、綿密な連携体制を強化するものとする。

県・市町村、河川国道事務所は、関係部局の連携の下、有識者の意見を踏まえ、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスク評価について検討するものとする。特に、豪雨や洪水のリスク評価に際しては、浸水深や発生頻度等を踏まえて検討するよう努めるものとする。また、前述の評価を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努めるものとする。

第2項 水防計画の整備

水防管理者（市長）は、河川等の災害危険区域を把握し、異常降雨によって河川の水位が上昇しているとき、又は指定河川について水防警報が発せられたときなどには、「日向市水防計画書」に示す重要水防箇所の堤防等の巡視を行うとともに、当該区域ごとに監視のための水防団（消防団）を配置する。通報その他災害予防上必要な事項については、同計画書に定めるところによる。

第3項 河川整備計画の推進

耳川をはじめとする河川の改修工事の促進について、河川管理者である県へ要請するものとする。

第4項 避難情報の基準の明確化

市は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川等については、水位情報、堤防等

の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難情報の発令基準を設定する。それ以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、同様とする。

特に、土砂災害に対する住民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難情報を発令することの基準を設定する。

また、土砂災害警戒区域等を発令単位として事前に設定し、土砂災害警戒情報及び同情報を補足する情報等を用い、事前に定めた発令単位と危険度の高まっている領域が重複する区域等に避難情報を適切に絞りこんで発令できるよう、あらかじめ具体的な範囲を設定するとともに、必要に応じ見直すことに努める。

避難情報発令の際には、指定緊急避難場所を開放していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく発令する。また、そのような事態が生じ得ることを住民にも周知するものとする。

第5項 自主避難体制の整備

市は、住民が気象警報等に十分注意し、河川の異常出水や土砂崩れ等の前兆現象が出現した場合などにおける自主避難について、広報紙をはじめ、あらゆる機会を通じて周知に努めるものとする。

特に、土砂災害については、危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難する訓練を行うなど、実践的な避難訓練の実施等による住民の意識啓発に努めるものとする。

また、住民においても豪雨等により災害の発生する危険性を感じたり、土砂崩れ等の前兆現象を見したりし、自ら危険だと判断した場合等においては、隣近所声を掛け合って自主的に避難するよう心掛けるものとする。

第6項 災害未然防止活動体制の整備

- 1 公共施設管理者は、所管施設の緊急点検・応急的な復旧等の対策のための体制整備、必要な資機材の備蓄を行う。また、水防管理者は、平常時から水防計画の作成をはじめ、水防活動の体制整備を行っておくものとする。
- 2 河川管理者、海岸管理者及び農業用排水施設管理者等は、ダム、せき、水門等の適切な操作を行うマニュアルの作成、人材の要請を行うものとする。
- 3 水防施設等の整備

(1) 水防倉庫

- ① 水防管理団体（市）は、当該管理区域内の適地に、必要とする水防倉庫又はその他の代用備蓄施設を設け、必要な器具資材を準備しておかなければならない。
- ② 水防倉庫既設箇所及び水防資機材状況一覧表は、市水防計画書に記載のとおりである。

(2) 資材並びに器材

水防管理団体の備蓄水防資機材では不足するような緊急事態において、県で備蓄している水防資材並びに器材の使用について、水防管理者から土木事務所長に要請するものとする。

第7項 河川氾濫に伴う浸水想定区域の指定及び公表等

- 1 市は、水防法に基づく浸水想定区域の指定があったときは、市地域防災計画において、洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定め、住民に周知するものとする。
- 2 水防法に基づく浸水想定区域内に位置する高齢者等の要配慮者施設で、洪水時において、その利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものについては、市地域防災計

画にその名称及び所在地を定める。

- 3 市地域防災計画に施設の名称及び所在地が定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、避難確保計画を作成しなければならない。
- 4 3に定める施設の所有者又は管理者は、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。また、利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、訓練を行うとともに、その結果を市に報告しなければならない。
- 5 市は、浸水想定区域内の要配慮者利用施設の実態調査を実施するとともに、要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し避難確保計画の作成に必要な指導等を行うものとする。
- 6 市は、洪水予報河川等に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として住民、滞在者その他の者へ周知するものとする。

第8項 内水対策の推進

市は、近年多発する内水被害に備えるため、下水道事業等の浸水対策を推進するものとする。

第9項 水害ハザードマップの周知及び立地適正化の推進

市は、洪水浸水想定区域や内水浸水想定区域における警戒避難体制の整備に関する事項について、ハザードマップ等により住民に周知するとともに、「日向市立地適正化計画」を推進し、ハザードエリアにおける適正な土地利用を促進する。

第2款 土砂災害予防対策の推進

急傾斜地崩壊、土石流及び地すべり等の災害の発生に備えるとともに、災害予防対策を推進する。

第1項 土砂災害警戒区域の指定及び公表等

- 1 市は、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定があったときは、市地域防災計画において、情報伝達、予警報の発令・伝達に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、土砂災害に係る避難訓練に関する事項、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項を定め、住民に周知するものとする。
- 2 土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域内に位置する高齢者等の要配慮者施設で、土砂災害時において、その利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものについては、市地域防災計画にその名称及び所在地を定める。
- 3 市地域防災計画に施設の名称及び所在地が定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、避難確保計画を作成し、市へ報告しなければならない。変更があった場合も同様とする。
- 4 3に定める施設の所有者又は管理者は、利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するための訓練を行うとともに、その結果を市に報告しなければならない。
- 5 市は、土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の実態調査を実施するとともに、要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し避難確保計画の作成に必要な指導等を行うものとする。

第2項 災害危険箇所における予防対策

1 急傾斜地崩壊対策事業の推進

市は、がけ崩れの発生が予想される土砂災害警戒区域（急傾斜地）等について、県と連携し、

急傾斜地崩壊危険区域の指定及び急傾斜地崩壊対策事業の推進を県に要請する。

2 砂防事業の推進

市は、土石流や地すべりの発生が予想される土砂災害警戒区域（土石流、地すべり）等について、砂防指定地又は地すべり防止区域の指定及び砂防事業の推進を県に要請する。

3 治山事業の推進

市は治山事業を推進するため、県や関係機関と連携し、「森林法」、「地すべり等防止法」に基づき、荒廃森林の復旧、山地災害危険地区の解消及び水源地域の水保全施設の整備に努める。

また、保安林機能の強化を図るため、「耳川地域森林計画」や「日向市森林整備計画」に即して、保安林改良及び保安事業を実施し、国土保全、水源かん養等の公益機能の維持増進に努める。

第3項 土砂災害ハザードマップの周知及び立地適正化の推進

市は、土砂災害警戒区域における警戒避難体制の整備に関する事項について、ハザードマップ等により住民に周知するとともに、「日向市立地適正化計画」を推進し、ハザードエリアにおける適正な土地利用を促進する。

第3款 二次災害防止体制の整備

地震発生時に被害を最小限に抑えるためには、火災、土砂災害等の二次災害を防止することが重要である。有効な二次災害防止活動を行うため、日ごろからの対策及び活動を推進するものとする。

第1項 土砂災害防止体制の整備

災害時において、地盤の緩みによる斜面の崩壊、地すべり及び溪流における土石流の発生等の危険性があり、二次災害予防のためそれら災害が発生する危険がある箇所をあらかじめ把握しておくとともに、緊急に点検実施できるよう体制を整備しておくものとする。

また、深層崩壊の発生が想定される溪流（小流域）については、国土交通省において過去の発生履歴や空中写真判読、大規模振動センサーの設置等を行う等、詳細な調査を実施しており、あらかじめ危険溪流を把握するために国土交通省と情報共有を行う体制を整備しておくものとする。

第2項 建築物災害防止体制の整備

災害時において、地震により被災した建築物の余震等による二次災害から市民の生命を守るため、被災建築物の危険度を判定する応急危険度判定体制の整備を図る。

第3項 危険物等災害防止体制の整備

消防法に定める危険物施設における地震発生時の二次災害の発生及び拡大を防止するため、施設・設備の耐震性の確保、緩衝地帯の整備、応急対策用資機材の備蓄等を推進するとともに、保安体制の強化を図るものとする。

第4項 宅地災害防止体制の整備

宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合において、余震又はその後の降雨により生ずる二次災害を軽減・防止し、市民の安全の確保を図るため、被災宅地の危険度を判定する危険度判定体制を整備し、宮崎県被災宅地危険度判定士の受入体制を整備する。

第4節 その他災害対策予防計画

第1款 危険物等災害予防計画

過去の大震災の教訓を踏まえ、危険物等（石油類等、高圧ガス、火薬類、毒劇物及び放射性物質をいう。以下同じ）の取扱施設の現況を把握し、消防法令等関係令に基づく安全確保対策を推進するため、今後とも法令順守の徹底を図る必要がある。

そのためには、各危険物取扱事業所等への災害に対するマニュアル（災害時に対する応急措置・連絡系統の確保等）作成指導の徹底のほか、消防本部等関係機関の施設立入検査の徹底を図り、法令順守に基づく危険物等施設の安全確保を推進する。

また、施設全体の耐震性能向上の確立を図る。

第1項 危険物施設の安全化

危険物施設は、消防法及び関係法令により細部にわたり規制基準が示されており、市は、これらの法令に基づき規制の強化、事業所に対する指導の強化を行う。

また、危険物施設の被害、機能障害を想定したマニュアル作成指導を推進し、マニュアルに基づく訓練、啓発等の実施励行による防災意識の高揚を図る。

(1) 施設の保全及び耐震化	(4) 危険物取扱者に対する保安教育
(2) 大規模タンクの耐震化	(5) 自主防災体制の確立
(3) 保安確保の指導	

第2項 高圧ガス貯蔵施設の安全化

1 高圧ガス設備等の予防対策

市は、高圧ガス設備及び液化石油ガス消費設備等の安全化を促進するため次の対策を推進する。

これらの対策については、県や県内各高圧ガス保安団体との密接な連携を図りつつ、事業者に対する周知徹底に努めながら円滑かつ効果的な推進を図る。

(1) 防災マニュアル等の整備	(4) 地震対策用安全器具の普及
(2) 高圧ガス設備等の耐震化の促進	(5) LPガス集中監視システムの普及
(3) 事業者間の相互応援体制の検討、整備	

2 高圧ガス製造事業者の実施計画

- (1) 高圧ガス貯蔵地盤の不等沈下による災害防止のため、年1回以上の不等沈下量の測定
- (2) 高圧ガス製造施設等における緊急遮断弁、エンジンポンプ、バッテリー等の日常点検
- (3) 高圧ガス設備の倒壊防止のため、架台及び支持脚の補強、防錆塗装
- (4) ガス漏洩の防止のため、ホームのブロック化及びロープ掛け段積をしない等の転倒防止措置
- (5) 近隣住民に対し、災害時に高圧ガス施設に近寄らないことの周知徹底
- (6) 警察署及び消防署等の関係機関との緊急時の応援体制の確立

3 液化石油ガス関係の実施計画

液化石油ガス一般消費先における地震用安全器具の設置、容器の転倒防止措置の徹底等、地震対策の促進について液化石油ガス販売事業者等に対する指導を徹底する。また、消費者が適切な

措置を行えるよう、消費者に対する啓発に努めるものとする。

4 宮崎県LPガス協会の実施計画

地震発生時に緊急点検活動が速やかに実施できるよう、マニュアル及び体制を整備するものとする。

5 液化石油ガス販売事業者等の実施計画

- (1) 地震発生時に、容器の転倒によるガスの漏洩事故が発生することのないよう、一般消費先の容器について転倒防止措置を徹底するものとする。
- (2) 地震発生時の燃焼器具の転倒及び燃焼器具への物の落下による火災の発生、ガスメーター下流のガス漏れを防止するため、一般消費先に対する対震自動ガス遮断機（マイコンメーターSを含む）を設置するものとする。
- (3) 地震発生時の容器周辺の配管等からの大量ガス漏れを防止するため、一般消費先に対するガス放出防止器の設置を促進する。特に、学校・病院等の公共施設、地滑り・土砂崩れ等の発生のおそれのある地区及び高齢者世帯等を優先するものとする。
- (4) 地震発生時の適切な処置について、一般消費者に対して周知するものとする。

6 火薬類の災害予防計画

火薬類取扱施設は、地震による直接的被害よりも地震後の火災による火薬類の誘爆等の二次災害の危険性が高く、爆発等による被害を防止するための危害防止体制の確立が必要である。

- (1) 製造所への対策
 - ① 従事者に対する保安教育を実施し、保安意識の高揚と技術指導を図る。
 - ② 定期自主検査の完全実施を指導する。
- (2) 火薬庫への対策
 - ① 火薬類取扱保安責任者の講習会を実施し、保安意識の高揚を図る。
 - ② 定期自主検査の完全実施を指導する。
 - ③ 保安検査を実施する。（年1回以上）
- (3) 点検および通報

火薬庫等は、人家から離れた場所に設置される例が多いため、地震による影響が発生した場合も発見に時間を要することから、一定規模以上の地震が県内で観測された場合は、火薬庫、製造所等の所有者又は占有者は速やかにその施設の点検に赴き、被害の有無等を県へ通報するよう指導する。

第3項 毒劇物取扱施設の安全化

1 市の実施計画

市は県と連携して毒物劇物取扱施設の実態把握に努めるとともに、次の措置を講ずる。

- (1) 毒物劇物営業者及び業務上取扱者の毒物劇物取扱責任者等に対する危害防止教育の実施
- (2) 毒物劇物営業者及び業務上取扱者に対する「毒物劇物危害防止規定」の作成、中和剤・吸収剤等の配置、防液堤等の設置等の指導
- (3) 二次災害発生時の安全対策についての情報の提供
- (4) 化学防護服、毒物劇物事故処理剤の整備、充実

2 関係機関(毒物劇物営業者及び業務上取扱者)の実施計画

- (1) 毒物劇物営業者及び業務上取扱者の毒物劇物取扱責任者等の研修会等への積極的参加
- (2) 毒物劇物貯蔵施設の耐震性の向上
- (3) 災害応急対策用資機材等の整備

第4項 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

1 情報の収集・連絡体制の整備

情報の収集・連絡体制の整備については、第2編第1章第2節情報収集伝達体制の整備によるほか、市は、危険物等災害が発生した場合に備え、情報の収集、関係機関相互の連絡体制の整備を図るものとする。

2 活動体制の整備

(1) 市の活動体制の整備

市は、危険物災害発生時の職員の非常参集体制の整備を図る。参集基準を明確にし、応急活動のためのマニュアルを作成して、職員に周知させ、資機材や装備の使用方法的習熟と、関係機関等との連携を徹底する。

(2) 危険物等災害用資機材の整備

市は、危険物等災害に備え、以下の資機材の整備充実に努める。

- ① 生化学防護服、特殊型防護ガスマスク等防護用機材
- ② ガス等測定器、送排風機、消火器、毛布等救出救助用機材

3 消火体制の整備

(1) 市消防計画の作成

市は、危険物等災害による出火に備えるため、危険物等の製造所、貯蔵所及び取扱所が多い地域の消防計画を作成し、その推進を図るものとする。

(2) 出火防止体制の整備

① 事業所に対する指導

市は、化学薬品を保管している事業所、教育機関、研究機関等に対して地震等の災害による容器の破損が生じないように、管理を適切かつ厳重に行うよう指導するものとする。

② 高圧ガス、毒劇物等の貯蔵又は取扱いの指導

市は、消防法等の規定に基づき、一定数量以上の危険物、圧縮アセチレンガス、液化石油ガス等の高圧ガス、シアン化水素やアンモニア等の毒物劇物等を貯蔵し、又は取り扱う者に対して規制を行い、適切な査察指導等を行って、火災発生の未然防止を図るものとする。

(3) 消防力の充実強化

消防力の充実強化については、第2編第1章第3節消防体制及び災害時医療体制の整備によるほか、市は、化学消防車等危険物等による火災に対応する設備の充実に努めるものとする。

(4) 消防水利の確保

第2編第1章第3節消防体制及び災害時医療体制の整備による。

4 医療救護体制の整備

第2編第1章第3節消防体制及び災害時医療体制の整備による。

5 緊急輸送体制の整備

第2編第1章第4節緊急輸送体制の整備による。

6 避難収容体制の整備

第2編第1章第5節避難受入体制の整備による。

7 防災関係機関等の防災訓練の実施

市及び関係機関は、災害の発生を防止し、また、災害発生時の被害の軽減及び鎮圧活動の円滑化を図り、防災に関する知識及び技能の向上と住民に対する防災知識の向上を図ることを目的とした訓練及び教育を実施するものとする。

(1) 訓練の方法

各関係機関は、それぞれ訓練計画を定め、単独又は共同して実施するものとする。

(2) 訓練の種別

訓練は、実地及び図上で、それぞれの災害応急対策の万全を期すため、次の訓練を実施するものとする。

① 緊急通信訓練	④ 火災防御訓練(危険物、高圧ガス等)
② 避難救助訓練	⑤ 総合訓練
③ 資機材調達輸送訓練	⑥ その他

第5項 防災知識の普及

特定事業所の石油等の取扱者及び従業員に対し、関係する組織、機関はそれぞれの定めるところにより、実効ある教育を実施するものとし、特定事業者は積極的に教育を受けさせる。

消 防 法 関 係	・ 危険物取扱者保安講習、防火管理者講習
高 圧 ガ ス 関 係	・ 関係事業所の従業員に対し、高圧ガスについて必要に応じ講習会・研修会等を実施する。
労働安全衛生関係	・ 雇入れ時及び作業内容変更時の安全衛生教育 ・ 職長等の教育 ・ 化学設備関係第一種圧力容器取扱作業主任者、特定化学物質等作業主任者及び四アルキル鉛等作業主任者の技能講習及び能力向上教育 ・ 特殊化学設備の取扱い、修理、整備の業務の特別教育
海 上 関 係	・ 海上災害の予防に関すること ・ 海上災害発生時における防除措置に関すること

第2款 海上災害予防計画

地震による海上での危険物事故、流出油災害等海上災害発生の未然防止を図るものとする。

第1項 日向海上保安署の実施計画

日向海上保安署は、石油会社、漁業協同組合、関係官庁等で構成されている宮崎県北部排出油等防除協議会関係者等に対し、海上防災思想の普及、海上安全防災対策に関する指導・育成を図ることとする。

- (1) 宮崎県北部排出油等防除協議会関係者に対しては、定例会議等を利用して海上安全防災対策に関する指導を行う。
- (2) 危険物受入施設関係者に対しては、管理体制の充実・強化を指導する。
- (3) 船舶乗組員に対しては、巡視船艇による訪船、立入検査時等の機会をとらえ海上交通関係法令等の周知徹底を図るとともに、安全運航の励行、危険物荷役時の安全確認等指導を行う。
- (4) 防災関係機関等相互間の連携協力体制の維持・強化を図るため、官民一体となった海上防災訓練を実施する。

第2項 市の実施計画

1 海洋での防御に用いる防除資機材の確保

災害発生時に必要な防除資機材を迅速かつ的確に確保するために、日向海上保安署、県、その他の市町村及び漁業関係者等と連携して必要な資機材を備蓄するとともに、資機材を確保する機関や事業者からの調達が円滑に行える体制を整備する。

2 救急・救助及び消防活動体制の整備

市は、海上災害に備え水難救助用資機材（救命用ボート、救護用ゴムボート、水上バイク、水中ライト、救命胴衣、潜水用具セット等）の整備に努めるものとする。

3 防災訓練への参加

日向海上保安署が行う海上防災訓練に積極的に参加する。

第3項 危険物等大量排出時の防除体制の整備

1 排出油防除資機材等の整備

市は、排出油防除資機材及び化学消火薬剤等消火資機材の整備に努めるものとする。

2 宮崎県北部排出油等防除協議会の運営

日向海上保安署及び関係機関は、宮崎県北部排出油等防除協議会を円滑に運営し、災害時に会員その他防災関係機関が万全の対応を図れるよう努める。

- (1) 排出油防除計画の策定
- (2) 排出油防除に必要な施設、機材の整備の推進
- (3) 排出油防除に関する研修及び訓練の実施
- (4) 排出油防除活動の実施の推進
- (5) その他排出油防除に必要な事項

第3款 航空災害予防計画

市域において航空機の墜落炎上により多数の死傷者を伴う大規模な災害（以下「航空災害」という。）が発生した場合、又は発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立してその拡大を防御し、被害の軽減を図るため、市は県や防災関係機関等と連携して迅速かつ強力に事故災害応急対策を推進するものとする。

なお、本節に特別の定めのない事項については、第1章の防災体制の整備に基づき運用するものとする。

第1項 活動体制の整備

1 災害応急体制の整備

航空災害対策に関係する機関は、実情に応じ職員の非常参集体制の整備を図るとともに、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知する。

2 防災関係機関相互の連携体制の強化

航空災害対策に関係する機関は、相互に連携を強化するため、体制の整備を図る。応急活動に関し相互応援協定を締結する等平常時から連携を強化しておく。

第2項 救急・救助及び消火活動体制の整備

第2編第1章第3節消防体制及び災害時医療体制の整備による。

第3項 医療救護体制の整備

第2編第1章第3節消防体制及び災害時医療体制の整備による。

第4項 緊急輸送体制の整備

第2編第1章第4節緊急輸送体制の整備による。

第4款 鉄道災害予防計画

市の地域において列車の衝突、脱線、転覆その他の事故により、多数の死傷を伴う鉄道事故が発生した場合、被害を最小限にするため、救出・救護に努め、関係機関との緊密な連携のもとに、交通の早期回復を図る。

なお、本節に特別の定めのない事項については、第1章の防災体制の整備に基づき運用するものとする。

第1項 災害応急体制の整備

1 職員の召集・参集体制の整備

市は、それぞれの実情に応じ、大規模な鉄道災害が発生した場合の職員の参集範囲を具体的に定め、また勤務時間外の召集が迅速かつ確実に行い得るよう招集連絡手段を整備する等、職員の召集・参集体制の整備を図るものとする。

2 関係機関相互の連携体制の整備

市は、県及び鉄道事業者に協力し、あらかじめ大規模な事故災害等が発生した場合に備えて、警察、消防、自衛隊等関係機関と連絡調整を行い、被災者及びその家族への対応、広報活動等の役割分担等について協議を行う等、関係機関相互の連携体制の確立に努めるものとする。

第2項 救急・救助及び消火活動体制の整備

第2編第1章第3節消防体制及び災害時医療体制の整備による。

第3項 医療救護体制の整備

第2編第1章第3節消防体制及び災害時医療体制の整備による。

第4項 緊急輸送体制の整備

第2編第1章第4節緊急輸送体制の整備による。

第5款 道路災害予防計画

市は、市内の道路において、大規模な道路災害が発生した場合に、第一次的に被害予防・応急対策を実施する機関として、人命の救出・救助活動や緊急輸送のための道路の啓開、通行の禁止または制限など、被害の軽減または拡大防止のため、県や道路管理者等との緊密な連携のもとに交通機能の早期回復を図る。

なお、本節に特別の定めのない事項については、第1章の予防計画に基づき運用するものとする。

第1項 道路交通の安全のための情報の充実

気象庁による気象、地象、水象に関する情報を有効に活用するため、気象庁と協力して情報を活用できる体制の整備を図るものとする。

また、道路施設等の異常を迅速に発見し、速やかに応急対策を図るために、情報の収集、連絡体制の整備を図る。また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者にその情報を迅速に提供するための体制の整備を図るものとする。

第2項 事故災害等の発生防止のための措置

1 管理する施設の巡回及び点検

道路管理者は、管理する施設の事故及び災害に対する安全性確保のため、以下の巡回及び点検を実施する。

- (1) 管理する施設について、所定の要領等に基づき定期的に巡回及び点検を実施する。特に土砂災害警戒区域等については、重点的に行う。
- (2) 大規模な地震、津波、洪水等の直後に、災害の施設への影響を確認するため、所定の要領等に基づき巡回及び点検を実施する。

2 安全性向上のための対策の実施

施設の巡回及び点検において詳細な調査が必要と判断された施設については、詳細点検を行い、その結果に基づき、緊急性の高い箇所から計画的・重点的に対策の実施に努める。

第3項 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

1 情報の収集・連絡体制の整備

(1) 情報収集体制の整備

① 施設管理者に対する災害発生情報の迅速な到達の確保及び関係機関への連絡

災害等の発見者から施設管理者へ災害発生情報が迅速、確実に到達する状況を確保するため、日ごろから次のような体制を整備する。

ア 発見者等からの情報連絡

施設管理者は、その管理している施設に関連して事故災害が発生した場合には、発見者等から速やかに災害発生情報の連絡が入るような体制づくりを行う。

イ 関係機関への連絡

一般の情報提供者から県警察、消防及び施設管理者等に入った事故災害等の発生情報を県警察、消防及び施設管理者等の間で速やかに相互に連絡できるよう情報連絡体制を整えておく。

② 緊急時の通信体制の整備

道路管理者は、大規模な事故災害等発生現場において、迅速に臨時の専用無線回線を設置できる体制を整備するとともに、NTT公衆回線の緊急増設を要請する連絡体制の整備をしておく。

③ 機動的な情報収集体制の整備

道路管理者は、大規模な事故災害等が発生した場合に、現地において機動的な情報収集を行うため、衛星通信移動局、災害情報収集連絡用ヘリコプター及び災害現場調査チームの出動体制の整備をしておく。

(2) 情報通信手段の整備

① デジタル化の促進

道路管理者は、大規模な事故災害等が発生した場合の画像伝送など高速大量の情報伝送に対応するため、専用回線のデジタル化を促進するとともに、デジタル公衆回線の利用を行い、効率的な通信手段の確保に努める。また、端末で使用する設備についても、相互運用性に留意しつつ多様化・高度化を進める。

② 通信経路の多ルート化、通信手段の多様化

道路管理者は、大規模な事故災害等発生時などの通信回線の断線等に備え、専用回線の基幹回線である多重回線の多ルート化を図るとともに、移動系、衛星系など通信手段の多様化を進める。

また、公衆回線についても一般回線のほか、携帯電話、携帯衛星電話などの多様な通信手段の利用を進める。

③ 最新の情報通信機器等の整備

道路管理者は、大規模な事故災害等が発生した場合に備えて、パソコン通信、電子カメラ、携帯電話等の最新の情報通信機器の整備を図る。

2 活動体制の整備

(1) 担当職員の召集・参集体制の整備

① 参集範囲の明確化

道路管理者は、大規模な事故災害等が発生した場合の担当職員の参集範囲について、具体的に定めておくものとする。

② 招集連絡手段の整備

道路管理者は、職員の勤務時間外の召集が迅速かつ確実に行い得るよう、災害対策用の通信連絡手段等と整合をとりつつ招集連絡手段を整備する。

(2) 関係機関相互の協力体制の整備

道路管理者は、あらかじめ大規模な事故災害等が発生した場合に備えて、警察、消防、自衛隊等関係機関と連絡調整を行うものとする。また、各種の災害に応じた応急対策、被災者及びその家族への対応、広報活動等の役割分担等について協議を行うなど、関係機関相互の協力体制の確立に努める。

(3) 応急対策のための資機材等の整備、備蓄

道路管理者は、大規模な事故災害等が発生した場合には、迅速な応急対策等に備えて、災害対策用機械、装備、資材、物資の整備、備蓄を図るとともに、特殊な資機材については、緊急に迅速に調達し得るよう関係業界との協力体制の整備に努める。

(4) コンサルタント、関係業界との協力体制の確立

道路管理者は、大規模な事故災害等が発生した場合には、コンサルタント、関係業界の協力が得られるようあらかじめ協定を締結しておくなど、協力体制の整備に努める。

(5) 研究機関等との連携

道路管理者は、必要な場合には大学、その他の研究機関から速やかに学識経験者や専門家の応援等が得られるよう、協力体制の整備に努める。

3 救急・救助及び消火活動体制の整備

第2編第1章第3節消防体制及び災害時医療体制の整備による。

4 医療救護体制の整備

第2編第1章第3節消防体制及び災害時医療体制の整備による。

5 緊急輸送体制の整備

第2編第1章第4節緊急輸送体制の整備による。

6 訓練、研修等の実施

道路管理者は、大規模な事故災害等が発生した場合に、応急対策が迅速かつ円滑に行えるよう研修、講習を実施するほか、関係機関とも連携して情報伝達訓練、通信訓練、通信機器緊急配置訓練、総合訓練等実践的な訓練を行い、大規模な道路災害への対応能力の向上を図る。

第4項 道路利用者に対する防災知識の普及

道路管理者は、道路利用者に対し、災害時の対応等の防災知識の普及を図るものとする。

第6款 大規模火災予防計画

市は、市の区域内において大規模な火災が発生することを想定して、大規模な火事に強いまちづくりの形成や消火体制の整備、救助・救急活動の体制整備等を図り、被害の軽減または拡大防止を図るものとする。

なお、本款に特別の定めのない事項については、第1章第3節消防体制及び災害時医療体制の整備並びに第3章第1節都市の防災機能の強化に基づき運用するものとする。

第1項 大規模な火災に強いまちづくり

1 防災空間の確保

第3章第1節都市の防災機能の強化による。

2 都市の再開発等の推進

第3章第1節都市の防災機能の強化によるほか、以下のとおりとする。

(1) 河川施設の整備

河川管理者は、堤防等の高さ等の情報を住民に周知し避難活動の支援を行うとともに、避難路、避難地、緊急用河川敷道路並びに防災活動拠点・緊急消火用水の供給地等として利用することも考慮して河川整備を進めることとする。

(2) 港湾緑地の整備

港湾管理者は、広域防災拠点として活用する緑地整備を図るとともに、周辺の既存緑地を防災拠点として活用するほか、必要により防災拠点緑地の整備を進めることとする。

(3) 都市公園施設の整備

都市公園管理者は、都市公園の整備に当たっては、避難地、防災資機材等の備蓄の場等としての機能を備えるとともに、災害対策活動の拠点ともなるよう整備を行い、地域防災空間の機能を併せ持つものとする。

3 緊急避難場所及び避難路の確保

第1章第5節避難受入体制の整備及び第3章第1節都市の防災機能の強化による。

第2項 火災に対する建築物の安全化

第3章第1節都市の防災機能の強化による。

第3項 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

1 情報の収集・連絡体制の整備

第1章第2節情報収集伝達体制の整備による。

2 活動体制の整備

第1章第3節消防体制及び災害時医療体制の整備によるものとする。

3 消火体制の整備

(1) 市消防計画の作成

市は、次の項目について計画を作成し、その推進を図るものとする。

① 消防組織の整備強化	⑦ 特殊地域の消防計画
② 消防施設整備計画	⑧ 異常時の消防計画
③ 火災警報等計画	⑨ その他の消防計画
④ 消防職員、団体召集計画	⑩ 消防訓練計画
⑤ 出動計画	⑪ 火災予防計画
⑥ 応援部隊受入誘導計画	

(2) 出火防止体制の整備

(3) 消防力の強化充実

(4) 消防水利の確保

(5) 地域の初期消火力の向上

4 医療救護体制の整備

5 緊急輸送体制の整備

6 避難収容体制の整備

7 防災関係機関の防災訓練の実施

第1章第3節消防体制及び災害時医療体制の整備による。

第4項 市民の防災活動の促進

1 防災知識の普及、予防啓発活動

第2章第1節市民の防災活動の推進によるほか、以下のとおりとする。

(1) 火災予防運動の推進

火災の多発期となる3月と11月に、全国一斉の火災予防運動が実施されている。

今後も、住民に対する火災予防思想の普及をはじめ、消防機関による建物の予防査察の実施、各事業所における消火、通報、避難の各種訓練等を実施し、火災予防に努めるものとする。

火災予防運動の重点目標は、次のとおりとする。

① 住宅防火対策の推進

② 地域における防火安全体制の充実

③ 物品販売店舗・旅館・ホテル等不特定多数の者が出入りする防火対象物に係る防火安全対策の徹底

④ 社会福祉施設、病院等自力避難が困難な者が多数入所している施設における防火安全対策の徹底

⑤ 乾燥及び強風時の火災発生防止対策の推進

(2) 民間防災組織の育成・強化

年少のころから火に対する知識、火に対する安全適切処置等を習得することが望まれ、また、

家庭における火気を取り扱う機会の多い婦人を対象として、火災予防の知識を養うことが必要である。

今後とも、幼年消防クラブや少年消防クラブ、婦人防火クラブ等の民間防火組織の育成強化に努める。

(3) 防火管理者制度の充実・強化

消防法では、収容人員が30～50人以上となる事業所等は、有資格者の中から防火管理者を選任して防火管理の業務を行わなければならないことになっていることから、今後も防火管理者資格認定講習会の実施等により、防火管理者制度の充実強化に努める。

2 自主防災組織等の育成強化

第2章第2節自主防災組織の強化による。

第7款 林野火災予防計画

ひとたび林野火災が発生すると、地理的条件によっては消火活動が困難なことから、貴重な森林資源をいたずらに焼失し、拡大状況によっては、人家への延焼等市民の生命、財産に甚大な損害を及ぼす可能性もある。

このため、市は、広範囲にわたる林野火災が発生した場合の被害拡大防止に努める。

なお、本款に特別の定めのない事項については、第1章第3節消防体制及び災害時医療体制の整備並びに第3章第1節都市の防災機能の強化に基づき運用するものとする。

第1項 林野火災に強い地域づくり

1 林野火災対策に係る事業計画の作成と推進

市は、「林野火災特別地域対策事業計画」を作成し、これを推進するものとする。

事業計画は、関係機関と緊密な連絡をとり、概ね次の事項について計画するものとする。

- (1) 防火思想の普及宣伝、巡視、監視等林野火災の予防に関する事項
- (2) 火災予防上の林野管理に関する事項
- (3) 消防施設・設備に関する事項
- (4) 火災防御訓練に関する事項
- (5) その他林野火災の防止に関する事項

2 防火機能を有する林道、森林の整備

市は、林野火災発生時における消火活動を容易にするため、林道及び作業道の整備に積極的に取り組むものとする。

また、防火線、防火樹帯の設置や造林地における防火樹等の導入の指導を行い、防火森林の整備に努める。

3 監視体制の強化

市は、林野火災発生のおそれがあるときは、巡視、監視を強化するとともに、次の事項を実施する。

(1) 火災警報の発令等

気象状況等が、火災予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報の発令、地区住民及び入山者への周知等必要な措置をとる。

(2) 火災警報の周知徹底

火災警報の住民、入山者への周知は、打鐘、サイレン等消防信号を活用するほか、広報車に

による巡回広報、防災無線等により周知徹底を図る。

(3) 火入れの対応

火入れによる出火を防止するため、森林法第21条に基づく市長の許可に当たっては、事前に消防機関と時期、許可条件等について十分な調整を行い、火入れ者に許可条件等の厳守を指導する。

(4) 火の使用制限

気象条件によっては、入山者等に火を使用しないよう指導する。火災警報発令時等特に必要と認めるときは、火災予防条例等に基づき、一定区域内のたき火、喫煙など火の使用制限を徹底する。

4 林野所有（管理）者への指導

市は、林野火災予防のため、林野所有（管理）者に対し、次の事項を指導する。

- (1) 防火線、防火樹帯の設置及び造林地における防火樹の導入
- (2) 自然水利の活用等による防火用水の確保
- (3) 事業地の防火措置の明確化、作業者に対する防火に関する注意の徹底
- (4) 火入れに当たっては、森林法に基づく条例等による許可のほか、消防機関との連絡体制の確立
- (5) 火災多発期（11月～3月）における見回りの強化
- (6) 林野火災消火用諸資機材の整備

5 林野火災特別地域対策事業の推進

市は、林野火災の危険度が高く、特に林野火災対策を強化する必要がある地域として、林野火災特別地域対象事業の対象となっており、本事業の推進に努めるものとする。

第2項 災害防止のための気象情報等の充実

宮崎地方気象台は、林野火災防止のため、気象の実況の把握に努め、情報の充実と適時・的確な情報発表に努めるものとする。

1 火災気象通報

気象の状況が火災の予防上危険であるときは、消防法第22条に基づき、宮崎地方気象台は直ちに宮崎県知事に通報を行う。

通報を受けた県は、直ちに市に通報するものとする。

市長は、この通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、火災警報を発令する。

火災気象通報の基準は、乾燥注意報及び陸上を対象とした強風注意報の基準と同一とする。なお、降水（降雪を含む）が予想される場合は、火災気象通報に該当しない。

市長が火災警報を発令する場合は、防災無線や有線放送あるいは消防施行規則第34条の火災警報信号により周知する。

第3項 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

1 情報の収集・連絡体制の整備

(1) 多様な情報収集手段の活用

市は、高所監視カメラ等高所における監視所の整備を進めるとともに、林野火災における出火防止と早期発見のためには、消防職員及び消防団員等によるパトロールが効果的であることから、巡視員用の無線機、双眼鏡等の装備を充実強化するものとする。

(2) 通信手段の確保

市は、住民に対する災害情報等を広報するため、市防災行政無線の整備を推進する。

また、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。この場合、非常無線通信協議会との連携に十分配慮する。

なお、災害時の情報通信手段については、平常時からその習熟に努めるものとする。

2 活動体制の整備

(1) 活動体制の整備

市は、林野火災発生時の職員の非常参集体制の整備を図る。参集基準を明確にするとともに、応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知させ、活動手順、資機材や装備の使用方法の習熟、関係機関等との連携について徹底を図るものとする。

(2) 関係機関との連携

市は、大規模林野火災に対処するため、関係機関が相互の連携を密にして、林野火災の予防活動、消火活動及び火災防御訓練等の林野火災対策事業を推進することを目的に設置された「林野火災対策連絡会議」に参画して連携を強化する。

(3) 緊急時ヘリコプターの離着陸場の把握と整備

市は、林野火災発生時に空中消火を行う緊急時ヘリコプターの離着陸場及び補給基地の整備、維持管理を行う。

3 消火体制の整備

(1) 消防体制の整備

市は、自衛隊、警察等の協力を得て、地域における総合的な消防体制の確立を図る。

また、初期消火の徹底を期するため、森林組合等による自衛消防体制の組織化を図る。さらに、宮崎県消防相互応援協定等により、広域的な消防体制の確立を図る。

(2) 消防施設・設備の整備

市は、防火水槽や自然水利利用施設の増強を図るとともに、設備の整備に努める。

第4項 市民の防災活動の促進

林野火災は、入山者のたばこ、たき火等の不始末等人為的原因によるものが大半であることから、入山者、地域住民、林業関係者に対し、森林愛護及び防火思想の徹底を図る。

1 防災知識の普及、予防啓発活動

(1) 「宮崎県山火事予防運動」の推進

市は、県の山火事予防運動実施期間中に、関係機関と一体となって、自動車による防火パレード等を実施し、予防対策の意識啓発を図る。

(2) 広報等の実施

県及び市は、林野火災に対する喚起を促すため、新聞広告等による広報宣伝に努める。

(3) その他各種広報の実施

市は、あらゆる機会を利用し、市民に対する効果的な啓発活動を行う。

2 防災訓練の実施

市は、林野火災対策のための訓練を実施する。訓練に当たっては、自衛隊や県警察本部、NTT、トラック協会等関係機関の参加を得て行うものとする。

第8款 原子力災害予防計画

第1項 基本的考え方

宮崎県には、「原子力災害対策特別措置法（平成11年12月17日法律第156号。以下「原災法」という。）」に規定される原子力事業所の立地はない。

また、最も近い原子力事業所である、鹿児島県薩摩川内市の九州電力株式会社川内原子力発電所（以下「川内原子力発電所」という。）についても、県境まで直線距離で約54キロメートルの距離がある。

原子力災害発生時には、住民等に対する被ばくの防護措置を短期間で効率的に行うため、原災法第6条の2の規定により、原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」において、「原子力災害対策重点区域」が定められているところである。

川内原子力発電所のような実用発電用原子炉については、「予防的防護措置を準備する区域（PAZ:Precautionary Action Zone）が概ね半径5キロメートルとされ、「緊急時防護措置を準備する区域（UPZ:Urgent Protective Action Planning Zone）」については、概ね30キロメートルを目安とすることとされている。

しかし、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故において、放出された放射性物質の影響や避難を要する区域が極めて広範囲に及んだことを踏まえ、宮崎県は平成26年3月に宮崎県地域防災計画原子力災害対策編（以下「県防災計画」という。）を新設した。本市では宮崎県周辺の原子力発電所において万一同様の事故が発生した場合を想定し、被害の軽減及び拡大防止のため、原災法、原子力災害対策指針、県防災計画及びその他関係法令等の趣旨を踏まえて、予防対策、応急対策及び復旧対策について本計画で定めるものとする。

【本章で用いる用語の定義】

原子力災害	原災法第2条第1号に規定する被害をいう。
原子力事業者	原災法第2条3号に規定する事業者をいう。
原子力事業所	原災法第2条4号に規定する工場又は事業所をいう。
警戒事態	原子力災害対策指針に基づく警戒事態をいう。
施設敷地緊急事態	原子力災害対策指針に基づく施設敷地緊急事態をいう。
全面緊急事態	原子力災害対策指針に基づく全面緊急事態をいう。

第2項 計画の性格

1 日向市の地域に係る原子力災害対策の基本となる計画

本計画は、日向市の原子力災害対策の基本となるものであり、国の防災基本計画（原子力災害対策編）及び原子力災害対策指針及び県防災計画を踏まえて作成したものである。

2 日向市地域防災計画における他の災害対策との関係

本計画は、「日向市地域防災計画（以下「市防災計画」という。）」の「原子力災害対策」として定めるものであり、この本章に定めのない事項については、市防災計画の総論及び他編によるものとする。

なお、市防災計画にも定めのない事項については、国及び県の指示又は要請に基づき実施するものとする。

3 本款の見直し

今後の原子力災害対策指針の改定内容や、科学的な知見及び防災上の重要事項を把握するとともに、その他の状況の変化も踏まえ、県防災計画との整合性を図りながら、本款についても必要に応じて検討を加え、修正を行うこととする。

第3項 本款の周知徹底

本款は、本市の原子力災害対策に係る基本的事項を定めるものであり、市は、関係行政機関、関係公共機関その他防災関係機関に対し、周知を図るものとする。

第4項 計画の基礎とするべき災害の想定

東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故では、その影響が立地県のみならず近隣県やその他の地方公共団体の広範囲に及んだところであり、このことを踏まえると、万一本県周辺で原子力災害が発生した場合、何らかの影響が本県に及ぶことが想定される。

そのため、本款は、川内原子力発電所で次の(1)～(3)に掲げる事象が発生した場合を想定し、作成するものである。

なお、九州電力株式会社玄海原子力発電所、四国電力株式会社伊方原子力発電所での原子力災害についても本計画に沿って対応するものとする。

- (1) 警戒事態又はこれに準ずる事象（あらかじめ県と九州電力株式会社において定める事象をいう。以下同じ。）の発生について九州電力株式会社から連絡を受けたとき
- (2) 施設敷地緊急事態が発生したとき
- (3) 全面緊急事態が発生したとき

第5項 防災関係機関の業務の大綱

原子力防災に関し、県、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体等の防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱は、市防災計画総論第2章第1節を基本とするほか、九州電力株式会社については、特に下記のとおり定めるものとする。

原子力事業者名	業 務 の 大 綱
九州電力株式会社	(災害予防・災害応急対策) (1) 原子力施設における原子力災害の発生の防止に関する措置に関する こと (2) 従業員に対する防災に関する教育及び訓練に関すること (3) 関係機関との情報連絡体制の整備及び防災上必要な情報の提供に 関すること (4) 原子力災害の拡大の防止や原子力災害の復旧に関すること (5) この計画に基づき、県、市町村その他の防災関係機関が実施する対 策への協力に関すること

第6項 原子力災害予防計画

1 情報の収集・連絡体制の整備

市は、国、県、九州電力株式会社及びその他の防災関係機関との原子力災害対策に関する情報の収集及び連絡を円滑に行い、必要な対策を迅速に講ずるため、平常時から緊急時の情報通信手段の確保に努め、有事の際の連絡方法や体制の確認を行うものとする。

2 情報の分析整理

(1) 人材の育成・確保

市は、原子力災害時における適切な判断を行い、円滑な防災対策を実施するため、必要に応じて国、県等が行う原子力防災に関する研修会に可能な限り職員を派遣するなど、原子力災害対策に関する専門知識を備えた職員の育成に努める。

(2) 原子力災害対策関連情報の収集・蓄積

市は、平常時より原子力災害対策関連情報の収集・蓄積に努めるものとする。

(3) 災害対策上必要とされる資料

市は、県と連携して、放射性物質及び放射線の影響予測に必要となる資料、防護資機材等に関する資料を適切に収集・整備するものとする。

3 通信手段の確保

市は、県等への的確な情報伝達を図るため、県庁を中枢に県出先機関、市町村及び防災関係機関等との間で開設している総合防災情報ネットワーク（以下「県防災無線網」という。）の活用を図る。

第7項 応急体制の整備

市は、原子力災害発生時の応急対策活動を効果的に行うため、あらかじめ必要な体制等について整備する。

1 災害対策本部の体制整備等

市は、災害対策本部等を迅速・的確に設置・運営するため、災害対策本部等の設置場所、本部の組織・所掌事務、運営に必要な資機材の調達方法等についてあらかじめ定めておくものとする。

2 職員の参集体制の整備

市は、川内原子力発電所での災害発生時に、必要な体制が迅速に執れるよう、職員の参集基準や連絡経路を明確にしておく等、職員の参集体制の整備を図るものとする。

3 防災関係機関相互の連携体制

市は、平常時から国、県及びその他の関係機関と原子力災害対策に係る体制について相互に情報交換し、各防災関係機関の有する機能の把握に努める等、相互の連携体制の強化を図るものとする。

4 人材及び防災資機材の確保等に係る連携

市は、地震、津波等による大規模な自然災害等との複合災害の発生により、防災活動に必要な人員及び防災資機材が不足するおそれがあることを想定し、これらの確保等において、県や関係機関と相互の連携を図るものとする。

第8項 住民の屋内退避、一時移転等に係る体制の整備

1 屋内退避、一時移転等に係る体制の構築

市は、防災関係機関等と連携して、原子力災害対策指針等を踏まえて、住民の屋内退避、一時移転及び避難に係る体制の構築に努める。（避難は、空間放射線量率等が高い又は高くなるおそれのある地点から速やかに離れるため緊急で実施するものであり、一時移転は、緊急の避難が必要な場合と比較して空間放射線量率等は低い地域ではあるが、日常生活を継続した場合の無用の被ばくを低減するため、1週間程度内に当該地域から離れるため実施するものである。以下「一時移転及び避難」を「一時移転等」という。）

県は、市町村の区域を越えた一時移転等については、市町村間の調整等必要な支援を行うもの

とする。県の区域を越えた一時移転等については、国と県が連携して必要な調整等を行うものとする。

2 屋内退避、一時移転等に係る避難所の確保・整備

市は、気密性、遮へい性の高い造りの公共的施設等を屋内退避、一時移転等に係る避難所（以下本節において「避難所」という。）として指定するよう努めるものとする。

県は、市に対して避難所の設置、避難所に整備すべき資機材等について助言する。

第9項 住民への健康相談体制の整備

市は、県と連携し、健康及び医療等に係る住民等からの相談に対応できるよう、対応窓口を明確化するなど、相談体制の整備を図る。

第10項 住民等への的確な情報伝達

市は、県から施設敷地緊急事態又は全面緊急事態に係る連絡を受けた場合、迅速かつ確実に住民等に対して情報伝達を行うために、同報系防災行政無線の使用をはじめ、複数の伝達方法を検討するものとする。

また、市は、県と連携し、速やかに住民等からの問い合わせに対応する相談窓口が設置できる体制の構築に努める。

第11項 原子力防災等に関する住民等への知識の普及、啓発

市は、県と協力して、住民等に対し原子力防災に関する知識の普及と啓発のため、次に掲げる事項を参考に広報活動の実施に努める。

また、県は、市町村がこれらの活動を行う場合に、必要な助言等を行う。

- (1) 放射性物質及び放射線の特性に関すること
- (2) 原子力施設の概要に関すること
- (3) 原子力災害とその特性に関すること
- (4) 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- (5) 緊急時に市や県、国等が講じる対策の内容に関すること
- (6) 屋内退避及び一時移転等に関すること
- (7) 要配慮者への支援に関すること
- (8) 緊急時にとるべき行動に関すること
- (9) 避難所での運営管理、行動等に関すること

第12項 防災訓練の実施

市は県と連携して、屋内退避、一時移転等や除染活動等原子力防災にも応用可能な要素が含まれている総合防災訓練や国民保護訓練と連携を図った計画的な原子力防災訓練の実施に努める。

また、必要に応じて国や県が実施する原子力防災訓練に参加するものとする。

第13項 民間企業等との連携

市は、原子力災害対策を確実に実施するため、既に民間企業や団体と締結している災害時応援協定の見直しや、新たな協定の必要性、その他の連携のあり方について検討するものとする。